

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Australian Government

Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT IRAN

7 June 2018

DFAT 国別情報報告書 [イラン]



本地図は、情報提供のみを目的として提示されている。オーストラリア外務貿易省は、地理的特徴の誤記脱漏に関して一切責任を負わない。名称、用語及び国境線は、必ずしもオーストラリア政府の政策を反映していない可能性がある。オーストラリア連邦がクリエイティブ・コモンズ表示 3.0 オーストラリア・ライセンスに基づき提供された。

オーストラリア外務貿易省報告 [イラン]

目次

略語集.....	2
1. 目的及び範囲.....	5
2. 背景情報.....	5
近年の歴史.....	5
人口統計.....	6
経済概観.....	7
政治制度.....	14
人権の枠組み.....	15
治安情勢.....	17
3. 難民条約に基づく申請.....	19
人種/国籍.....	19
宗教.....	24
政治的意見（実際又は帰属）.....	33
利害関係集団.....	37
4. 補完的形態の保護を求める申請.....	53
生命の恣意的な剥奪.....	53
死刑.....	54
拷問.....	55
残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰.....	56
5. その他の検討事項.....	59
国家の保護.....	59
国内移住.....	64
帰還者の取扱い.....	64
文書.....	66
偽造の横行.....	67

略語

FGM-C Female genital mutilation/ cutting
HTP Health Transformation Plan
IIHRC Iranian Islamic Human Rights Commission
ILO International Labor Organisation
IOM International Organisation for Migration
IRGC Islamic Revolutionary Guards Corps
IRIB Islamic Republic of Iran Broadcasting
JCPOA Joint Comprehensive Plan of Action
LEGAM The Gradual Elimination of the Death Penalty (Farsi acronym)
LGBTI Lesbian, gay, bisexual, transgender, intersex
MeK Mojahaden-e Khalq, an Iranian political exile organisation
MOIS Ministry of Intelligence and Security
NHRI National Human Rights Institution
NIDs National Identity Cards
ONOCR Ministry of Interior 's National Organisation of Civil Registration, also known as Vital Records
PSB Press Supervisory Board
UPR Universal Periodic Review (conducted by the UN Human Rights Council)
SRS Sexual reassignment surgery
VPNs Virtual private networks

専門用語

Fatwa Religious instruction
Gozinesh review A process through which officials screen candidates for elected offices and applicants for public sector employment based on their adherence to, and knowledge of, Islam and loyalty to the Islamic republic
Hijab Islamic dress code
Majles Islamic Consultative Assembly (Iran 's unicameral parliament)
Mujtahid A cleric with an authoritative knowledge of Islamic law
Sharia Islamic law
Shenasnameh Birth certificates
Velaya-e faqih ' Guidance of the jurist ' : the political philosophy of the Islamic Republic

本報告書で使用する用語

高リスク（リスクが高い）：DFATは事案が強いパターン性を示して発生していることを認識している。

中リスク（リスクが中程度である）：DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低リスク（リスクが低い）：DFATは事案が発生していることを認識しているが、事件がパターン化していると結論づけられるほど十分な証拠を有していない。

公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 国家従業員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスを妨げるような行為（特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど）

社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）の行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）による村八分又は排斥行為

1. 目的とねらい

1.1 この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが、イランに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは、現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3 1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要があります。しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 この報告書は、イランにおける DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は、

United Nations and its agencies, the US State Department, the World Bank, Transparency International, Human Rights Watch, Amnesty International, Freedom House, Reporters Without Borders, the Committee to Protect Journalists, そして 地元の又は国際的メディアからの報告を含む、信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2016 年 4 月 21 日に発行された以前のイランに関する DFAT レポートに代わるものです。

2. 背景情報

近年の歴史

2.1 以前にはペルシャとして知られるイランは、有史時代が数千年前まで遡る、世界で最も長い間継続してきた最古の国家の一つである。英国とソビエト連邦は第二次世界大戦時代にイランを占領し、当時の支配者であるシャー[Shah]（国王）を国外追放したが、その息子であるモハンマド・レザー・シャー・パフラヴィー（Mohammad Reza Shah Pahlavi）が帝位を継ぐことを認めた。1943年のテヘラン会談で、イランを占領していた2大国がイランの独立性を尊重し、それぞれの軍隊を撤退させることに合意した。しかし、その後何年もの間、冷戦の緊張関係によって外国からの影響と介入は高まり、依然としてイランの政治のあらゆる側面において微妙な問題であり続けた。イラン人にとって特別の懸念事項は、英国資本のアングロ・イラニアン石油会社（Anglo-Iranian Oil Company）がイランの石油資源を継続して採掘し、販売していることであった。1951年、イラン議会は石油産業を国有化することを決議し、代表的な民族主義者のモハンマド・モサッデク（Mohammad Mossadeq）氏を首相として選出した。1953年に軍事クーデターが勃発し、モサッデクは失脚した。米国や英国の支援を得て成功させたこのクーデターにより、外国、特に西洋からの介入に反対するイランの世論が沸き起こり、イラン国民の大部分が結束するようになった。

2.2 シャーは、地域において西洋の重要な同盟者となった。シャーは、土地改革を含む改革路線、女性への選挙権の拡大及び非識字の撲滅を提唱した。しかしながら、シャーは一方で恣意的逮捕、収監、国外追放及び拷問を用いて政敵を抑圧し、社会の隅に追いやったため、深刻で広範に亘る不満が形成されることになった。シャーの支配に異を唱える人々には、その伝統的な権限を喪失したことに憤慨している宗教的指導者や、ますます独裁主義になっていくシャーの支配体制について憂慮している世俗主義者が含まれていた。宗教的指導者たち、特に亡命中のアヤトラ・ホメイニ師（Ayatollah Khomeini）は、この不満をポピュリストのイスラム思想へと転換した。1979年、シャーが海外で治療を受けている間、アヤトラ・ホメイニ師がイランに帰国し、市民蜂起とその後のイラン・イスラム共和国（Islamic Republic of Iran）樹立の火付け役となった。シャー体制の職員数百人が、新体制に反対すると認識された他の人々とともに処刑された。イランは、特に米国や他の西洋諸国に敵対的な外交政策を採用した。米国や他の西洋諸国は広範囲に亘る貿易ボイコットや他の制裁措置で対抗した。1980年9月、イラクがイランに侵攻した。この戦争は1988年まで続きイラン経済を壊滅させるとともに、両国には100万人もの死傷者が出た。アヤトラ・ホメイニ師は1989年6月に死亡し、アヤトラ・ハメネイ師（Ayatollah Khamenei）が最高指導者として彼の後任に就いた（政治制度を参照）。

2.3 過去20年間に亘って、国内の政治、経済及び外交政策の方向性を改革すべきだと主唱

する人々とイスラム共和国の保守的な理想に傾倒している人々の間で熾烈な対立関係と緊張関係が続いている。改革主義者のモハンマド・ハタミ (Mohammad Khatami) 大統領は、在位中 (1997~2005年) に改革を試みたが、政治制度内の機関分子によりほとんど阻止された。2005年に保守派のマフムード・アフマディネジャード (Mahmoud Ahmadinejad) 氏が大統領に就任し、ハタミ政権に取って代わった。アフマディネジャードは極めて大きな論議を巻き起こした2009年の大統領選挙で再選した (国家を批判する人々 を参照)。2013年で満了となったアフマディネジャード氏の任期は、イランの国際関係が悪化した時期と一致した。国連安全保障理事会は、人権問題、イランのミサイル及び核プログラムに関する懸念を理由として2006年以降、さらに厳しい経済的及び政治的制裁をイランに科した。イランの現在の穏健派大統領であるハッサン・ローハニ (Hassan Rouhani) 氏 (2013年に選出) は、国際協調を重視した政策を追求し、制裁解除と引き換えにイランの核開発プログラムに制限を課すという国際合意を結ぶのに成功した。しかしながら、2016年1月に発効したこの合意は、まだイラン経済に大きな改善をもたらしておらず、また、米国の現政権から強く反対されている。米国の現政権は2018年5月、再び制裁を科すと発表した。2017年12月から2018年1月にかけてイラン全土に亘って起きた、短期ではあるが激しい一連の抗議行動は、イラン社会を分断し続ける深い断層があることを浮き彫りにしている。

人口統計

2.4 イランは、民族的に多様な多言語国家である。総人口はおよそ8,200万人であり、年間およそ1.2パーセントの伸び率で成長している。ペルシャ人が主要な民族集団であり、総人口のおよそ60パーセントを占めている。民族的少数派の正確な数値 (政治及び軍など国家机关内で勤務する民族的少数派の代表者に関するものを含む) は、入手するのが難しい。民族的少数派集団には、アゼリー人 (およそ15パーセント)、クルド人 (およそ10パーセント)、ロル族 (およそ6パーセント)、アラブ人 (およそ2パーセント)、バルーチ人 (およそ2パーセント) 及びトルクメン族 (およそ2パーセント) が含まれている。ファルシ語 (Farsi) (ペルシャ語) は公用語であり、イラン人のおよそ3分の2が第1言語としてファルシ語を話している。

2.5 イランは都市化が進んでいる。総人口のおよそ4分の3が都市に住んでいる。人口は国内の北部、北西部及び西部に集中している。中部及び東部の広大な乾燥地域は、人口密度が遥かに低い。テヘラン (Tehran) は首都であり、かつ最大の都市である。多民族から成るおよそ1,500万人が住んでいる (周辺都市地域を含む)。他の主要都市には、マシュハド (Mashhad) (300万人)、エスファハーン (Esfahan) (190万人)、キャラジ (Karaj) (180万人)、シーラーズ (Shiraz) (160万人) 及びタブリーズ (Tabriz) (150万人) がある。

2.6 イランは、1979年に革命が起きて以来数年間、著しい人口増加を経験した。人口は、イスラム共和国の最初の10年間で3,400万人から6,200万人に増加した。現在、イランには世界で最も若い社会が誕生しており、人口の60パーセント以上が25~40歳である。本報告書を通じて論じられている通り、このような状況がイランの政治、経済及び社会に大きな影響を及ぼしてきている。一方、家族の規模は現在、人口補充率を下回っているため、総人口は2050年までに減少し始めることになる。

2.7 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）によると、イランは95万人の登録アフガニスタン難民と150万~300万人の未登録アフガニスタン難民を受け入れている。また、およそ3万人の登録イラク難民がイランに住んでいる。登録難民は移動、外国渡航、外国への移住及び帰還に関して一定の制限を受ける可能性がある。登録難民は特定地域に住むことを禁じられている。この特定地域は難民の出身地によって異なり、また、変更される可能性がある。登録難民は医療、教育及び国家の給付金を利用できるが、このような利用は、イラン市民に提供されるものよりもレベルが低い。国際監視団の報告によると、イラク難民は一般にアフガニスタンを出身地とする難民よりもイランで良い扱いを受けている。未登録難民は、移動に際してより大きな困難に直面する可能性が高く、大半は様々な政府サービスを利用することができない。

経済概観

2.8 イランは中東及び北アフリカ地域で（サウジアラビアに次ぎ）2番目に大きな経済を有しており、2017年の推定GDPは4,277億米ドルとなっている。イラン経済は炭化水素セクターとサービス・セクターが圧倒的な比率を占めており、製造及び金融サービスにおいては国家の存在が目立つ（イスラム革命防衛隊（IRGC）を参照）。イランは、天然ガス埋蔵量で世界第1位か第2位、また、証明されている原油埋蔵量で世界第4位にランク付けされている。経済活動と歳入は、依然としてその大きな部分を石油収入に依存しており、したがって不安定なままである。汚職、価格統制、補助金及び数十億ドルの不良債権を抱える銀行制度を含む歪みが経済を圧迫しており、民間部門主導の経済成長の潜在力を弱体化させている。

2.9 イラン、中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国及び欧州連合の間で2015年包括的共同作業計画（JCPOA：Joint Comprehensive Plan of Action）を合意した後、核開発に係る大半の制裁措置が解除（制裁を参照）されたことは、GDP急成長の原動力となった石油の生産及び収入が回復するきっかけとなったが、石油生産が横這い状態に達したため、経済成長は2017年に鈍化した。イランは予想した外国投資の急増を享受しなかった。外国企業の多くは、（人権侵害及び過激派集団への支援に関して）米国その他の国が

今もなお科している多数の制裁措置に違反するのではないかと慎重になっており、また、イランの不透明な投資環境や高い汚職レベルに気が削がれていた。国際通貨基金（IMF）は2017年12月、イランの2017/18年度におけるGDP成長率を4.2パーセントと見込む一方、イラン政府はより多くの外国事業を呼び込むために金融セクターの改革を実行する必要があると語った。

2.10 所得と富の不平等は顕著である。イランは2010年代初めから、最高級の贅沢品目の消費量の増加に反映されているように、大量消費文化の高まりを経験してきたが、普通のイラン人の生活費もこの10年間、着実に上昇してきた。イラン人のおよそ40パーセントが世界銀行の定義する中程度の貧困ライン（1日当たりUS\$3.10未満）を下回って生活している。2017年6月に実施した調査によると、回答者の63パーセントは景気が悪いと語り、50パーセントは経済状態が悪化していると語り、70パーセントは核合意によって国民の生活条件が改善することはなかったと語った。ローハニ政権は、特にインフレーション（2013年にはほぼ40パーセントに至っていた）を抑制したという点で一定の経済的成功を収めた。それにもかかわらず、物価は年率およそ10パーセントで上昇し続けた。2018年3月/4月、リアルが主要な外国通貨に対して過去最低水準を記録した。これは投資家が経済の不透明性の高まり、特にJCPOAへの脅威が迫っている状況に対するヘッジとして外貨を蓄えたからである。これに対応して、イラン中央銀行は、リアル下落を阻止するためにこれまで実施してきた様々な（そして、より穏やかな）措置が功を奏さなかったため、米ドルに対して新たな公定固定為替レートを適用すると発表した。政府によると、新たな公定レートは長期に亘って分離してきた「公式」レートと「市中」レートを統一化するものである。これが成功することについて、アナリストは依然として懐疑的である。

2.11 失業は、経済的困難と社会不安を引き起こす。JCPOAの後を受けた経済成長は大きな雇用創出には繋がらなかった。経済財務省（Ministry of Economic Affairs and Finance）は、2017年の失業率が前年から11パーセント上昇して12.4パーセントになったと報告した。一方、内務大臣（Interior Minister）は、一部のセクターにおける失業率が60パーセントに達したと報告した。政府は1週間に1時間働く者であれば雇用されているものと考えているため、政府の失業率は真の失業率よりも低く発表される可能性が高い。イランにおける労働力のおよそ半分は非正規雇用の状態であるため、労働者は搾取されやすい状況に置かれている。失業率は州によって大きく異なる。全イラン人のおよそ半数は30歳未満であることを踏まえると、若者の失業は特別の関心事である。国際労働機関によると、2017年には15~24歳のイラン人の4分の1以上が失業していた。イランは、女性が労働に参加する率が世界で最も低い国の一つである。2016~17年においては、女性のわずか14.9パーセントのみが有給雇用されていたに過ぎない。男女とも、失業者の多くは大学出身者である。

2.12 経済状況に対する不満が、2017年12月から2018年1月にかけて起きた抗議行動（国家を批判する人々を参照）の重要な原動力であり、不十分な経済機会がイランからの海外移住に関する重要な「プッシュ要因」として働いているとDFATは評価している。

制裁

2.13 1979年革命以降、様々な国際制裁措置がイランに適用されてきた。米国はこの期間のほとんどに亘って制裁を科してきた。1995年以降は制裁措置を広げ、アフマディネジャード政権時代にはさらに拡大した。米国の制裁措置は、イランの核開発及び弾道ミサイルプログラムとテロ集団の資金調達を支援したとされるイランの銀行を標的にしていた。2006年以降、国連安全保障理事会は、その核開発プログラムに関してイランを非難する6つの決議を行い、一連の多国間制裁を科した。イランと世界の6大国は2015年7月、制裁解除と引き換えにイランの核開発活動を制限するため、JCPOAに合意した（経済概観を参照）。しかしながら、JCPOAはイラン経済に大きな恩恵をもたらさなかった。これは自律的な米国の制裁措置が依然として講じられていたからである。2018年5月8日、トランプ大統領はイラン核合意から離脱すると発表した。

腐敗

2.14 イランは、腐敗の防止に関する国連条約（UN Convention against Corruption）の締約国であり、憲法第3条はあらゆる形態の腐敗と闘うことを政府に義務付けている。腐敗防止に係る法的枠組みは広がっており、「刑事事件における市民裁判所及び革命裁判所の手続き規則に関する法律（Act on Public and Revolutionary Courts' Rules of Procedures in Criminal Matters）」（1999年）や「賄賂、横領及び不正行為に対する刑罰の強化に関する法律（Aggravating the Punishment for Perpetrators of Bribery, Embezzlement and Fraud Act）」（1997年）など複数の法律に分散されている。刑法（Penal Code）には、腐敗を犯罪とする複数の条項が盛り込まれている他、腐敗防止に係る多数の特別付帯規則、指令、法令及び指針がある。腐敗防止条項に盛り込まれている官僚の違反行為には、積極的及び受動的賄賂、影響力を及ぼす立場での取引、マネー・ローンダリング、横領及び職権濫用が含まれる。腐敗の深刻な事案では、死刑が適用される可能性がある。民間部門における横領は犯罪である。ローハニ政権は腐敗との闘いを政府の重要な優先課題と認識してきた。

2.15 このような強固な法的枠組みが存在し、また、当局が汚職との取り組みを定期的に要請しているにもかかわらず、国際監視団はイラン経済のあらゆるセクターにおいて、また、社会全体に亘って汚職がまん延していると報告している。2017年1月、トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）は、その年次腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）でイランを176か国中131位にランク付けした。GAN ビ

ジネス腐敗防止（GAN Business Anti-Corruption）のウェブサイトは、利益誘導政治、縁故主義及びえこひいきが経済の全ての部門にまん延しており、サービス、許可又は公共契約を得るためには非正規の支払いや賄賂が必要になることが多く、また、当局は腐敗防止法を有効に執行していないのが実態であり、罪を犯しても処罰されない風潮が広がっていると報告している。米国に本部を置く国際NGO団体であるフリーダム・ハウス（Freedom House）の報告によると、メディアや市民社会活動家は活動に制限を課せられているため、透明性や説明責任を確保することができなくなっている（メディア及び市民社会活動家/人権擁護者を参照）。2016年9月、6つの報道機関はテヘランで行われている複数の不動産開発における腐敗に関して報道したため、サイバー犯罪法（Cybercrimes Law）に違反したとして活動を停止させられ、又は公式に譴責を受けた。

2.16 近年、ハイレベルの腐敗事案の起訴が複数行われた。2016年3月、億万長者の実業家が、本人の会社を通じて吸い上げた数十億ドルの石油収入を留保していたとして有罪判決を受けた後、詐欺と経済犯罪の罪で死刑を宣告された。また、2017年7月、大統領首席補佐官（及び大統領の弟）が金融犯罪に関係する罪で逮捕された。（ただし、多くのオブザーバーはこの逮捕が政治的動機に基づくものであったと考えている） 裁判所は2017年10月、イラン石油会社（National Iranian Oil Company）から財務省（Treasury）へ13億米ドルを違法に移転したとしてマフムード・アフマディネジャード前大統領に有罪を宣告した。

2.17 国際監視団によると、高水準の汚職に関する公衆の怒りと不満が2017~18年に国内全域で起きた抗議行動の主要な原因であった（国家を批判する人々を参照）。近年、イランの複数の金融機関が破綻して、数千人の貯蓄を危険に晒し、銀行制度を脅かした事件は、特に憂慮すべき問題であった。破綻した金融機関の多くは、不動産バブル時期における投機的な投資、有力なコネを持つ者への貸出、絶望的な借入人への高金利の請求など問題のある金融行動を取っていた。このような慣行は、金融機関のオーナーが広い人脈を持ったエリートであったために可能であったと言われている。オーナーの多くは宗教団体やイラン革命防衛隊（IRGC）と繋がりがあった。自分の金にもっと注意を払うべきであったとして政府職員が被害者を非難する一連の声明を出したが、これがさらに市民の怒りを煽った。

保健

2.18 憲法第29条は、全てのイラン人は達成可能な最高レベルの健康を享受することができる」と規定している。保健・医療教育省（Ministry of Health and Medical Education）は、官民セクター向けの健康に関係する活動を企画し、監視し、監督する責任を負う。医療及び公衆衛生サービスは、紹介制度に基づき全国ネットワークを通じて提供される。この紹介制度は、周辺地域にある一次医療センターから始まり、州都内にある二次レベルの病院と主要都市にある三次レベルの病院へと進んでいく。全国の一次医療サービスの主要な提

供者は政府のままであるが、民間部門も、大半は都市部の二次及び三次医療を通じて医療の提供に重要な役割を果たしている。また、多数のNGOが医療問題に関して、特に特化分野において活発に活動している。

2.19 医療は政府の重要な優先課題であり、2014年の歳出はGDPの6.9パーセントを占めている。イランは地域の基準で見れば良好な保健指標を有している。世界保健機関によると、男女の平均寿命は、2000年と2012年の間で4年増加した。2017年、CIAワールド・ファクトブック (World Factbook) は、平均寿命を74歳 (男性72.7歳、女性75.5歳) と推定した。イランは、5歳未満乳幼児の死亡率と母性死亡率の著しい低下を達成した。全てのイラン市民は政府が提供する基本医療保障を受ける権利があり、また、イラン市民の90パーセントが健康保険に入っている。2014年、イランは、特に貧困地域や農村地域において効率性、公平性及び有効性を改善することを目指した保健改革計画 (Health Transformation Plan) を導入した。

2.20 イランは2009年に「国連障害者の権利条約 (Convention on the Rights of People with Disabilities) 」を批准した。障害を抱えて生活する人々の数に関して信頼できる公式統計はないものの、イラン障害支援協会 (DSA : Iranian Disability Support Association) は、イラン人口の12パーセントもの人々が何らかの障害を持っていると推定している。包括障害者支援法 (*Comprehensive Act of Supporting the Disabled*) (2004年) は、障害者のニーズと権利を満たすための資源を提供することを政府に義務付けている。協同組合・労働・社会福祉省 (Ministry of Cooperatives, Labour and Social Welfare) が所管省であるが、関係する他の2省とNGOもこの分野で活動している。

2.21 IDSAによると、政府はまだ包括障害者支援法の条項を完全には実施していない。障害者は住宅、公共スペース、公共輸送、雇用及び支援サービスへのアクセスを得るのに大きな困難を経験し続けている。支援サービスの提供は、障害者の様々な区分によって異なる。障害が戦争に起因している人々は個々に適した保険補償を受けられるが、他の障害者はこの補償を得ることが困難である。一般社会において、障害を抱えて生活する人々のニーズに対する理解は低い。

2.22 違法薬物はイランにおいて深刻さを増している問題である。国連薬物犯罪事務所 (UNODC : UN Office of Drugs and Crime) によると、イランは世界で最も深刻な薬物中毒危機に晒されている。保健省 (Health Ministry) の職員は、220万人の国民 (総人口の2.75パーセント) が薬物中毒に陥っていると推定している。この分野で活動している医師とNGOは、実際数はこれよりも遥かに多いと考えている。薬物濫用は、社会階級の全体に亘って、かつ、男女を問わず、行われている。結晶メタンフェタミン、鎮痛薬、合成幻

覚剤、ヘロイン、アヘンなど様々な種類の薬物がすぐに入手できる。ヘロインとアヘンは、薬物生産が近年増加している隣国のアフガニスタンから密輸されている。国内NGOによると、（特にアフガニスタンのヘロインが欧州へ密輸される際に、イランが中継地点としての役割を果たしていることを踏まえた）入手しやすさ、経済的及び社会的不満、都市化の進行、ソーシャル・メディアの利用の増加、学校における早期介入プログラムの欠如、公衆の薬物問題に対する不十分な意識など様々な要因が薬物使用の増加に関係してきた。また、薬物使用は、HIV/AIDSの罹患率が増加する原因にもなっている。

2.23 社会が薬物中毒を忌み嫌っている状況が、この問題に対処する当局やNGOの取り組みを妨げている。家族は薬物使用者、特に生き残るために売春に訴える女性を排斥することが極めて多い。当局は薬物の供給量を減らすことに焦点を合わせ、大量の薬物を押収するとともに、麻薬密輸業者を処刑してきた（死刑を参照）。しかしながら、これらの活動は密輸取引を阻止することができなかった。国内NGOの報告によると、警察は一般に麻薬常習者を手ひどく扱ったり、苦しめたりすることはないが、麻薬常習者を検挙せよという命令を受け取ることもある。麻薬常習者に対する治療の選択肢は限られている。2016年12月のニュース放送は、保健省が8,000か所のリハビリ診療所にメサドン維持療法を開始する権限を与えたと報じ、民間リハビリ「キャンプ（収容所）」が多く存在すると伝えた。このニュース報道は、リハビリ・キャンプの一部を軽警備の刑務所と形容した。しかしながら、NGOによると、テヘランの外では麻薬常習者を支援するために利用できるサービスはほとんどなく、また、この分野で活動する人々はほとんど資金サポートを受けることができない。

2.24 刑法第265条は、アルコール消費（酩酊を引き起こすか否かを問わない）を80回の鞭打ち刑を科す犯罪としている。公認されている宗教的少数派のメンバーは、内輪の宗教的集会でアルコールを製造し、消費することを認められており、アルコールを公衆の面前で消費する場合に限り処罰される対象になる。国内外の監視団は、イラン社会全体に亘ってアルコールが広く消費されていると報告している。アルコールを入手し、消費したいと思うイラン人は、比較的容易にそうすることができる。世界保健機関は2014年、イランが世界で19番目に高いアルコール消費国であり、国民一人当たりで年平均25リットルを消費していると報告した。

2.25 メディアはアルコール消費に対する訴追があると報道しているが、訴追は決して一般的ではない。警察は通常、自宅でアルコールを消費する個人を積極的に捜査しようとはせず、また、そのような個人をわなに掛けようともしないが、そのような行動が世間の注目を集めるようになれば、また、そのような行動を厳しく取り締まるよう指示されたならば、行動する。保健セクターで活動するNGOの報告によると、政府は近年、アルコールの消費

に対するアプローチを純粹に法と秩序のみに焦点を合わせたものから治療とリハビリを重視したものへと変えてきた。現在、複数の公的アルコール治療・リハビリセンターが「匿名のアルコール依存症者たち(Alcoholics Anonymous)」といった支援グループとともに、主要都市で運営されており、当局はNGOがこの分野で活動するのを認める用意がこれまで以上にできている。

教育

2.26 憲法第30条は政府に対し、全ての市民に中等レベルまでの無償教育を提供し、また、イランが自給自足を達成するために必要な範囲で無償高等教育を拡大することを義務付けている。ゴム(Qom)に拠点を置く文化革命最高評議会(Supreme Council of the Cultural Revolution)は、教育問題における最高機関であり、政策と規則に関して広範に亘る支配力を行使している。複数の機関が議会及び内閣を含む教育政策を監督している。教育省(Ministry of Education)は、初等及び中等教育を管理し、その資金を調達する責任を負う。地元レベルでは、州当局と地区事務所が教育を監督する。小学校及び中学校は全て、男女別学である。

2.27 科学・研究・技術省(Ministry of Science, Research and Technology)は、医療機関を除く全ての高等教育機関を監督する。医療機関は厚生・医療教育省(Ministry of Health, Treatment and Medical Education)が監督する。技術・職業訓練機関(Technical and Vocational Training Organisation)は、中等教育後の職業教育を監督する。1979年の革命以降、政府は私立大学を禁止してきたが、若者人口の大幅な増加が公立大学セクターの受入能力を圧倒してしまった1988年から私立大学の運営を認めるようになった。私立大学の独立性は限定されている。授業料を請求することはできるが、全ての課程について文化革命最高評議会の承認を受けなければならない。私立教育セクターは、この10年間で幾何級数的に増大し、現在はイランの第3期(高等)教育部門入学者のうち、圧倒的多数を占めている。

2.28 イランは、地域の基準で見れば高い識字率を誇っている。CIAワールド・ファクトブックによると、2015年には、15歳を超えるイラン人の86.8パーセント(男性91.2パーセント、女性82.5パーセント)が識字能力を有していた。15~24歳の人口の識字率はさらに高く98パーセントであった。イランでは、男児、女児を問わず、ほとんどの児童が初等教育を修了し(2014年では97.5パーセント)、大半が一定の中等教育を修了する。世界経済フォーラム(World Economic Forum)の2016~17年度世界競争力指数(Global Competitiveness Index)は、イランを初等教育制度の質に関して137か国中第70位、教育制度全体の質に関して同94位に順位付けしている。同時に、教育制度の最上位における科学、技術、数学及びエンジニアリングの水準は、世界で最も高い国の一つとなっている。

政治制度

2.29 イランは、イスラムの法学者(最高指導者)が最終的な方針の決定を下すベラーヤエ・ファギーフ(「法学者による統治」)の原則に基づき樹立された神政共和国である。最高指導者はイランの最高の政治的権威であり、国家主席であり、軍最高司令官である。最高指導者は、国家の全体的な政策目標を設定する責任を担い、外交政策や国家安全保障といった問題に対して大きな影響力を有している。最高指導者は司法部門のトップと監督者評議会(Guardian Council)のメンバーの半数を任命する。イスラム共和国の創設者であるルーホッラー・ホメイニ師(Ruhollah Khomeini)が1989年に逝去して以来、アヤトラ・アリー・ハメネイ師(Ayatollah Ali Khamenei)が最高指導者となっている。

2.30 専門家会議(Assembly of Experts)は、任期が8年で、普通直接選挙によって選出される86人の聖職者で構成される。専門家会議は最高指導者を選出し、また、最高指導者がその任務を遂行できなくなった場合、解任する憲法上の権限を有している。専門家会議は、1979年の革命以来、イランを主導してきた2人の最高指導者の行動に異議を唱えたことはこれまで一度もなかった。専門家会議は1年に2度、会合を持つ。

2.31 憲法監督者評議会(Council of Guardians of the Constitution)(「監督者評議会」)は、議会が可決した全ての法案を検証し、これらがイラン憲法及びシャリーア(イスラム法)に沿っているかどうかを判断する。監督者評議会は、大統領、議会及び専門家会議の選挙の候補者を全員審査する。監督者評議会は12人の聖職者で構成され、その半数は最高指導者により直接任命される。任期は6年で、3年毎に半数が入れ替わる。司法部門のトップ(やはり最高指導者によって任命される)は他の6人を推薦し、議会がこれを承認する。

2.32 イラン共和国の初めの憲法は、大統領に限定的な権限を与え、首相を内閣と政府の長に定めていた。しかしながら、1989年に憲法が改正されて首相職が廃止され、大統領制度が構築された。大統領職は、最高指導者に従属しているが、強力な職位へと進化し、イランの大統領はそれぞれ、国内の社会経済的生活、国内政治及び外交政策に独自の個性と政治哲学を刷り込んできた。大統領は国民によって選出され、任期は4年である。大統領は2期連続8年務めることができ、また、中断した後であれば、3期目も務めることができる。現在のハッサン・ローハニ大統領は2017年5月の選挙で、多数票をさらに伸ばして再選され、2期目を務めることになった。同大統領は、議会により承認された12人の副大統領、及び17人の大臣から成る内閣の支援を受けて政権を運営している。

2.33 公益判別会議(Council for the Discernment of Expediency)(「公益評議会」)は、議会と監督者評議会の間に行き詰まりを解決する。また、公益評議会は、最高指導者に対する諮問機関としても機能する。最高指導者は任期が5年の構成員42人を任命する。

2.34 イスラム諮問評議会（一般的に、マジュリスと言われている）は、イランの一院制議会である。イスラム諮問評議会には、任期を4年として選出された290人の議員がいる。直近の選挙は、2016年2月に行われた。30歳以上であることが必須の代議員が207地区を代表する。人口が多い地区には複数の議席が用意されている。宗教的少数派には5議席（アルメニア系キリスト教徒2議席、アッシリア カルデア系キリスト教徒1議席、ユダヤ人1議席、ゾロアスター教徒1議席）が割当てられている。イランの議会全てに女性議員がいる。議会は、その権限を通じて予算及び大臣の承認又は弾劾に責任を負うために行政部門を持つことができる。議会は政治的討議を保護するための公衆のはげ口として重要な役割を担ってきている。しかしながら、その権限は大統領やメンバーが選挙で選出されない機関（監督者評議会や最高指導者室（Supreme Leader's office）など）と比べて弱い。また、従来型の政党がなく、議員の入れ替わり率も極めて高い（政治的意見（実際又は帰属）も参照）ことから、議会の役割は弱体化している。

2.35 全国の都市及び村落には、地方議会があり、議員は任期を4年として選出される。大統領が、イランの31州の知事を任命する。

人権の枠組み

2.36 憲法は、表現、結社、言論、集会及び信教の自由を定めているが、自由はイスラムや公民権を含む複数の原則に違反してはならないと明記している。これらの原則は法律で明確には定義されておらず、当局はこれらを適用するに際して大きな裁量権を有する。

2.37 イランは、次に掲げる国際人権条約・規約の締約国である。市民的及び政治的権利に関する国際規約（Covenant on Civil and Political Rights）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）、児童の売買、自動買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography）、障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons With Disabilities）。イランは、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択的議定書（Optional Protocol on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict）に署名したが、批准には至っていない。

2.38 2011年3月、国連人権理事会はイランにおける人権の状況に関する特別報告官を設置

した。特別報告官の任務は、人権侵害を監視、調査し、その違反の問題をイラン官僚に提起すること、イランと地域を訪問、視察し、公的な利害関係者と対話すること、人権の状況に関する報告書を国連総会及び人権理事会に提出すること、及び懸念される問題に公の場で関わることである。イランは特別報告官に協力しておらず、特別報告官の同国視察に対する許可を繰り返し拒否している。ただし、イラン官僚は、2015年にジュネーブで特別報告官と会談した。最も新しい特別報告官は、2016年9月に着任し、2017年3月と8月に人権理事会へ報告した。2018年2月に同特別報告官が不慮の死を遂げた後、この職は現在空席のままとなっている。

2.39 イランは2014年10月、国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR：Universal Periodic Review）の第2巡目の審査に参加した。政府は受理した291の勧告の65パーセントを支持した。その多くは全部又は一部実施済みであると政府は主張した。

2.40 イランは、オーストラリアを含む複数の国々と人権に関する二国間対話を実施している。直近の年次豪州・イラン人権対話は2017年8月にキャンベラで行われた。両国は人権に対する国家アプローチ、人権理事会やUPRといった国際人権メカニズムとの関わり合い及び女性のエンパワーメントについて協議した。

国家人権機関（NHRI）

2.41 イランは、国家人権機関（NHRI：National Human Rights Institution）を有していない。政府は、2014年8月にUPRへ提出した国家報告書の中で、人権高等審議会（High Council for Human Rights）（下記参照）がNHRIを設置するための法案を作成中である報告した。DFATは、この法案の状況について承知していない。

2.42 1995年、政府はイラン・イスラム人権委員会（IIHRC：Iranian Islamic Human Rights Commission）を設置した。同委員会が表明している目標は、人権の促進である。同委員会は、他国における人権侵害違反の実態を把握し、国際コミュニティに対してイランの人権記録を守ることに活動の焦点を置く傾向があった。同委員会は公開フォーラムでイランにおける人権の状況を調査するのは稀であり、DFATはイラン人が同委員会に人権侵害事案を報告することができるメカニズムを承知していない。人権の促進と擁護のための国内機関に関する国際調整委員会（International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights）によると、IIHRCは国内人権機関の地位に関するパリ原則（Paris Principles relating to the Status of National Institutions）に従っていない。

2.43 イランで人権を促進する役割を担う他の公的機関には、司法部門の一部である人権高等審議会、議会の第90条委員会（Article 90 Commission）及び最高指導者総合検査局

(General Inspection Office of the Supreme Leader) がある。このような機関は人権侵害事案を受理し、調査する権限を有しているが、独立性に欠けており、調査が人権侵害者の訴追につながることは稀である。

治安情勢

2.44 複数の治安機関がイランの大部分の地域に対して厳格で有効な統制力を発揮している(国家の保護 を参照)。国内の大半において、相当数の治安職員がいるため、治安に係る事件の数と深刻さを低く抑えており、イランは地域の基準に照らして平和的で安全である。しかしながら、イランとアフガニスタン及びパキスタンが接する国境地域では、不安定さが著しく増す。麻薬密輸業者と盗賊がこれらの地域で活動しており、治安部隊と麻薬密輸業者の間で暴力的な衝突が起きている。イランとイラクの国境地域も他の地域と比べて不安定であり、治安部隊はこれらの地域を特に警戒している。

2.45 犯罪に関する公式統計はすぐに入手できないものの、監視団は暴力的な犯罪が発生する比率が比較的低いと評価している。発生する暴力的な犯罪の多くは、麻薬に関係しており、死刑を含む厳しい刑罰を科される。事例証拠は、イランの経済的困難が近年の軽犯罪の増加を招いていることを示している。

2.46 テロリスト集団がイラン、特に東部のスィースターン・バルーチェスターン (Sistan-Baluchistan) 州で襲撃を行ってきている(バルーチ人 を参照)。こうした襲撃は主に、イランの治安機関と国家の象徴を標的にしてきたが、市民も時折標的にした。2017年6月、テロリストがテヘランの国会議事堂とホメイニ師廟に対して同時攻撃を実施し、18人を殺害した他、数十人を負傷させた。自爆テロと女装した武装集団により行われたこれらの襲撃は、テヘランで10年以上もの間、起きていなかった。イスラム国のテロ組織が犯行声明を出した。

2.47 近年、国内の様々な地域で大規模な反政府抗議行動とデモが起き、死傷者を出している(国家を批判する人々 を参照)。デモ参加者は、定期的に外国の駐イラン公館と国連機関の本部を標的にした。このような性質を帯びる攻撃で深刻なものは、直近で2016年1月に起きた。このとき、抗議参加者はテヘランのサウジアラビア大使館とマシュハドのサウジアラビア領事館を急襲し、ビルに火を放ち、事務所内を荒らし回った。この襲撃の後、サウジアラビアでシーア派の著名な聖職者が処刑された。2011年11月、抗議参加者はテヘランの英国大使館と他の公館構内を急襲し、事務所内を荒らして文書を盗んだ。両事件とも、政府は暴力的行為に対して遺憾の意を表明したが、犯罪者を訴追することはなかった。

3. 難民条約に基づく申請

人種/国籍

3.1 憲法第19条は、イランの全国民は属する民族集団の如何を問わず、平等の権利を享受し、肌の色、種族及び言語は如何なる特権も付与しないと定めている。第15条は、ファルシ（ペルシャ）語はイランの公用語であり、全ての公式文書、教科書及び標識に用いられなければならないが、地域及び部族の言語を出版物やマスメディアに使用すること、また、学校で文学を教授する際に使用することは認められていると定めている。如何なる法律も民族性を理由に（教育、雇用又は住宅へのアクセスに関するものを含む）差別を行っていない。ハッサン・ローハニ師は、2013年の大統領選に立候補し、勝利した際、行政部門と政府（内閣を含む）における少数派の代表枠を増やすことにより、また、クルド語、アゼルバイジャン語及びアラビア語など「イランの母国語」を教授することを認めることにより民族的少数派の権利を推進していくことを誓約した。イスラム共和国時代における最も著名な人物の多くは、民族的少数派の出身である。多くの民族的少数派は、宗教的少数派の信仰を守っている（宗教を参照）。

3.2 民族性は、イランにおいて依然としてデリケートな政治的テーマである。イスラム共和国は一般に国家の同一性を育成し、民族的分断の問題を避けるための手段として宗教を強調しようとしてきた。しかしながら、イランは実際面において、今もなお強固なペルシャ人中心の社会のままである。民族的少数派コミュニティはテヘランその他の主要都市に存在しているが、非ペルシャ系イラン人の大部分はサービスや雇用機会へのアクセスが限られている国内のあまり開発されていない農村地域に集中している。この問題は、民族性を問わず、農村地域の全住民に影響を及ぼす。

3.3 様々な集団の経験は画一的ではないものの、民族的少数派に対する公的及び社会的差別は実際に起きているとDFATは評価している。国家市民登録局は、受理できる氏名のリストを維持しており、下の名前がこのリストに載っていない子どもの登録を禁止している。このリストにはファルシ語の名前が圧倒的に多く載っているため、この登録制度は、自らの子どもに自らの言語又は伝統で名前を付ける民族言語的少数派の能力を制限している（ただし、実際問題として、多くのイラン人は非公式な状況において、登録した名前とは異なる本人の名前を使用しているとDFATは理解している）。民族的少数派は、特に経済援助、事業免許、大学入学、雇用機会、書物の出版許可、住宅及び土地の権利に関して政治的及び社会経済的な差別があると報告している。人権団体は、政府による死刑の適用（死刑を参照）が不釣り合いな割合で民族的少数派に影響を及ぼしている。また、権利グループの主張によると、当局は通常、公判前勾留されている民族的少数派のメンバーに対し、告発の理由となっている罪状の如何を問わず、他の受刑者よりも激しい体刑又は虐待を加えている。

3.4 民族的少数派コミュニティの圧倒的多数がイラン社会に統合されており、政治に参加し、イラン国家と一体になっている。大半の場合、民族的少数派コミュニティの権利を擁護する活動家は、より大きな自治又は分離独立ではなく、より大きな権利を求めて闘っている。しかしながら、当局は政治的活動に対し、特にその活動がイスラム共和国への脅威になると認識した場合、極めて敏感に反応する（市民社会活動家/人権擁護者を参照）。当局は、民族的少数派の活動家を標的として、国家安全保障を理由に逮捕し、訴追してきた（後記参照）。

3.5 民族的少数派は、2017~18年の抗議行動において重要な役割を果たした（国家を批判する人々を参照）。抗議行動は諸州で現れ、その勢いはテヘランではなく国境地域で最も強大であった。また、抗議に関係した死亡の大半は北西部と南西部（大半はクルド人とアラブ人が多数派を占める地域）で起きた。これらの地域の抗議参加者は、これらの地域の生態系損傷と環境悪化から生じる、健康と生計に関する広範な難題など、外側の諸州に住む人々が直面する経済的困難や中央政府に対する複数の苦情内容を抗議活動の中で強調した（市民社会活動家/人権擁護者を参照）。この抗議行動の後にソーシャル・メディアに投稿された数十件の記事には、デモ参加者たちがアゼルバイジャン語、クルド語及びアラビア語など少数派言語でスローガンを唱える一方、民族ナショナリスト（国家の枠内で自民族による国家を形成しようとする運動を展開する人々）の要求をする模様が示されていた。

3.6 民族的少数派集団のメンバーは、特にそのメンバーが居住する地理的地域において少数派を形成している場合、公的及び社会的差別に直面するリスクは中程度であるとDFATは評価している。この差別は、雇用及び住宅へのアクセスの拒絶という形態を取る可能性があるが、大半の場合、民族性のみを理由とした暴力を含む可能性は低い。活動に関与する（又は関与していると認識される）民族的少数派集団のメンバーが負うリスクは、一般のメンバーよりも高い（市民社会活動家/人権擁護者を参照）。

アラブ人

3.7 150万~300万人のアラブ人がイランに住んでおり、主に南西部の（イラクと国境を接する）フーズスターン（Khuzestan）州、ブーシェフル（Bushehr）州及びホルモズガン（Hormozgan）州に拠点を置いている。1980年代に勃発し、特に南西部の諸州に影響を及ぼしたイラン・イラク紛争の際、アラブ人はイラン側に付いて戦った。アラブ人では、一人だけがイラン内閣で閣僚を務めた。Ali Shamkhani少将（Rear Admiral）は1997~2005年にハタミ政権の下で国防大臣（Defence Minister）を務め、現在は国家安全保障最高評議会（SNSC：Supreme National Security Council）の会長（Secretary）である。アラブ人コミュニティは、他の民族的少数派と同様に長い間、経済的阻害と教育、雇用、政治及び文化の側面における差別について懸念を表明してきた。南西部の諸州は豊かなガス及び石

油埋蔵量がある他、重要な農業、造船及び石油化学産業を有しているが、アラブ人コミュニティの代表者たちは、イラン系アラブ人が組織的にこれらの産業における雇用から排除されており、また、地方自治体で働く機会を奪われている、と不満を漏らしている。さらに、南西部諸州の住民は、高いレベルの空気及び水質汚染に苦しんでいる。

3.8 2005年4月、当時の副大統領が書き記したもので政府がフーゼスタン州内のアラブ人（「アフワーズ・アラブ人（Ahwazi Arabs）」）の比率を減少させる政策の実施を計画していることを示唆する書簡が公表された後、暴力的な抗議行動がフーゼスタン州の州都アフヴァーズ（Ahvaz）で勃発した。当局は当該書簡の真正性を否定したものの、治安部隊と抗議参加者の間の衝突により、少なくともアフワーズ・アラブ人のデモ参加者50人が死亡した他、数百人が身柄を拘束される事態を招いた。その後に行われた一斉検挙で、フーゼスタン州全域に亘り、2005年と2006年に起きた複数の致命的な爆弾攻撃を含め、暴力の連鎖が起きた。当局はこれに対応し、市民を標的にしたテロ攻撃に関与した分離独立主義者と当局が断言する多数の活動家を収監した。2005年以降、当局は国際人権団体が不公正とみなす裁判を開いた後、少なくとも37人のアフワーズ・アラブ人を処刑してきている。2015年4月、当局は2005年抗議行動の10周年を迎えるまでの間に多数のアフワーズ・アラブ人を逮捕した。逮捕者の中には、アフヴァーズとその周辺地区の住民が最多で100人（そのうち、数人は児童）含まれていた。逮捕された者の大半は著名な活動家であったが、人権団体は、逮捕された人々の多くが、政治的意見を認識されている、又は平和的に異論を展開している、又はアラブ人のアイデンティティと文化を公然と誇示しているという理由で標的にされたとして懸念を表明した。

バルーチ人（Baluch）

3.9 イランには、150万～250万人のバルーチ人がいる。このバルーチ人たちは、イラン、パキスタン、アフガニスタン及びオマーンの各地域に広く散在するおよそ1,000万人のバルーチ人の一部である。バルーチ人は主に、南東部に位置し、パキスタン及びアフガニスタンと国境を接する低開発地域のスィースターン・バルーチェスタン州に居住している。同州では、教育、雇用、医療及び住宅の利用が限られている。麻薬密売が広く行われており、法の支配は弱い。スンニ派が圧倒的多数を占めるバルーチ人のおよそ10パーセントは遊牧民族又は半遊牧民族である。バルーチ人は州政府に少数の代表者しかいない。バルーチ人の権利活動家は、バルーチ人の70パーセント以上が貧困ラインを下回って生活していると主張している。また、バルーチ人のジャーナリストと人権活動家が恣意的逮捕、身体的虐待及び不公正な裁判に晒されており、当局は被勾留者の家族に対し、こうした事案について口外すれば報復するぞと脅しながら、黙秘するよう圧力をかけているとも主張している。

3.10 ジュンダラ[Jundallah]（「神の兵士」の意）は、バルーチ人の権利のために戦うた

め、2003年に結成された過激派反政府グループである。表明している目標は、暴力的及び非暴力的手段を用いてバルーチ人の文化的、経済的及び政治的権利をイラン政府に認めさせ、バルーチ人の状況に関する認識を広めることにある。ジュンダラは隣国パキスタンのバルーチ地域で活動する大規模なバルーチ分離独立主義者集団の一部である。ジュンダラは、自爆テロ、小規模な襲撃及び誘拐（2010年に起きたイラン人核科学者の誘拐を含む）を組織したと伝えられている。ジュンダラの反乱活動は主にイラン治安部隊や政府を象徴する他の機関のメンバーに狙いを定めてきたが、市民も標的にした。ジュンダラの襲撃により、数百人の生命が失われたと伝えられている。イラン当局は2010年にジュンダラの指導者を逮捕し、処刑した。近年、ジュンダラの活動は近年概ね停止したとDFATは理解している。

クルド人 (Kurds)

3.11 スンニ派が圧倒的多数を占めるおよそ800万人のクルド人は、イラク及びトルコと国境を接する国内の北西部、特にクルディスタン (Kurdistan) 州、ケルマンシャー (Kermanshah) 州、イーラーム (Ilam) 州及び西アゼルバイジャン (West Azerbaijan) 州に居住している。他の民族的少数派と異なり、クルド人の多くは時に暴力化する強固な分離独立主義者としての傾向を帯びている。1979年革命以降、クルド人の過激派集団はイスラム共和国からの分離独立を試みてきたが失敗している。とは言え、クルド人の分離独立活動は大半が、近隣諸国のクルド人同胞の活動よりも低いレベルにとどまっている。これは、一つにはイラン国内のクルド人の生活水準が他国に居住するクルド人よりも高い傾向があるという事実による。イランのクルド人集団は、求めている自治の程度に関して意見が一致しておらず、多くのクルド人が市民としての権利を強化するため、分離独立という形ではなくイスラム政治制度内で活動することを選択している。

3.12 国際情報筋の報告によると、政府は表現及び結社の自由に対する権利を行使したクルド人を逮捕し、起訴するため、治安、メディア及び他の法律を利用している。政府は、クルド語の新聞、雑誌及び書籍を禁止したと伝えられている。当局はクルド人NGOの登録許可証の交付を拒否し、そのような組織に勤務する人々を公安犯罪で起訴した。NGOは、このような動きが正当な活動を抑圧してきたと主張している。また、当局は大半の学校に対し、クルド語を教えるのを禁じた（ただし、非公式な状況で使用するのは認めた）。2017年1月、裁判所は、活動を禁止されているイラン・クルド民主党 (Democratic Party of Iranian Kurdistan) に協力したという罪でイラン系クルド人に死刑を宣告した他、同じ罪状で他の6人に長期懲役刑を申し渡した。

ファイリ [Faili]/ フェイリ [Feyli]/ イラク系クルド人

3.13 ファイリ (フェイリとも綴り、一般にイラク系として知られている) クルド人は、大

規模なクルド人集団の下位グループである。イラク系クルド人は、イラン・イラク国境を跨ぐザグロス山脈（Zagros Mountains）出身であり、その多くは国境のイラン側又はイラク側に家族がいる。イラン国内のファイリ・クルド人は通常、イラク国境に近い地域（フーゼスターン州、ロレスターン（Lorestan）州、ケルマンシャー州及びイーラーム州など）又は主要都市に居住している。ファイリ・クルド人は、宗教（大半がシーア派）、居住地域及び独特の方言により、他のイラン系クルド人と見分けられる。イランには、ファイリ・クルド人の主要な3グループ - イラン市民グループ、登録難民であるイラク出身者のグループ、登録難民ではないイラク出身者のグループ - が住んでいる。これら3グループ又はファイリ・クルド人全体の人数に関する正確な推計値は入手することができない。

3.14 イラクのバアス党（Ba'athist）政権は、1960年代に権力を掌握した後、ファイリ・クルド人を排除する効果を持つ複数の政策を採用した。その中で最も注目すべきは、「外国出身」の全てのイラク人のイラク市民権を取り消した布告No. 666（1980年）であった。この布告の下で、当局はファイリ・クルド人の財産と文書を押収し、最終的にはファイリ・クルド人をイラクから力づくで追放した。イラン・イラク戦争中は、ファイリ・クルド人の追放が強化された。1970年代後半から1988年までの間に越境してイランに入国したファイリ・クルド人の数は最大で25万人に及んだと推定している情報源もある（ただし、この推定値は上限に極めて近い）。イランは、ファイリ・クルド人の多く（ただし、全員ではない）を難民として認めた。イランにとどまっているファイリ・クルド人の数は不明である。2003年にサダム・フセイン（Saddam Hussein）が失脚した後、ファイリ・クルド人の多くはイラクに帰国した。UNHCRは2008年、登録されている7,000人のファイリ・クルド人がイランにとどまっていると報告した。同報告書は、イラク出身のファイリ・クルド人の多くがイランの市民権を申請したことを示唆している。しかしながら、市民権取得プロセスは長期に亘り、かつ、複雑であり、費用も高いことから、イラン国籍の取得に成功したファイリ・クルド人の実際数は低いと考えられている。こうした状況は、イラン人と結婚した人々や数世代に亘ってイラン国内に住んでいる人々を含む他の集団からの帰化申請にも当てはまる。また、そのイラン国籍を証明するために必要な家族がイランに住んでいないために帰化を申請しなかった人々もいた。DFATは、ファイリ・クルド人が属する区分の如何を問わず、当局が虐待の対象としてファイリ・クルド人を選び出した具体的事例を承知していない。

アゼリー人（Azeris）

3.15 およそ1,230万人のイラン人がアゼリー人であり、アゼリー人コミュニティはイラン最大の民族的少数派となっている。トルコ語を話すアゼリー人はシーア派であり、主にアゼルバイジャン国と国境を接するイラン北西部の諸州とテヘランに居住している。アゼリー人は、アゼリー系トルコ人、イラン系アゼルバイジャン人、イラン系アゼリー人、イラ

ン系トルコ人及びペルシャ系アゼルバイジャン人として知られている。アゼリー人は、政治的及び社会経済的に多様であり、様々な職業に勤務している。また、所得や富のレベルは様々であり、また、様々な教育レベルを修了している。アゼリー人は、全体として他の民族少数派よりもイランの社会、ビジネス及び政治に良く溶け込んでいる。アゼリー人コミュニティは経済的に重要なウエイトを占めており、複数のメンバーが国家機関及び軍で重要な地位に就いている。アヤトラ・ホメイニ師は、前首相で野党の代表的人物であるミール・ホセイン・ムサビ（Mir Hossein Mousavi）と同様に、アゼリー人の血が半分入っている（と伝えられている）。

3.16 アゼリー人はイラン社会と十分一体化しているものの、DFATは公的差別に関する複数の報告を承知している。報告には、政府が学校でアゼリー語を使用することを禁じた事案、アゼリー人の活動家や組織者に嫌がらせを加えた事案、及びアゼリー人の地理的名称を変更した事案が含まれている。2016年6月、国営メディアが貧困ラインを発表したことがアゼリー人を侮辱したとして、アゼリー人が多数派を占める地域で抗議行動が起き、抗議参加者25人が逮捕される事態になったとメディアが報じた。また、当局は2016年8月、アゼリー人カップルのオンライン活動に関連して、この2人を逮捕した。2017年3月、アゼリー人の活動家は、アゼリー語の国家承認を提唱するとともに、友人の結婚式でスピーチを行い、イランのアゼリー人に対する差別をやめるよう呼び掛けたとして、国家安全保障に関わる犯罪で起訴された。また、同月、当局は長期に亘るハンガー・ストライキの後で釈放されたばかりの活動家を再逮捕した。

宗教

3.17 イラン人のおよそ98パーセントはイスラム教徒 - シーア派90パーセント、スンニ派8パーセント である。残りは、ヤルサニ教徒[Yarsan]（およそ100万人の信徒）、バハーイー教徒[Baha'is]（30万人以上）、キリスト教の様々な宗派（およそ30万人）、ゾロアスター教徒[Zoroastrians]（3万～3万5千人）、ユダヤ人（2万人）及びサービア・マンダヤ教徒[Sabean-Mandaeans]（5千～1万人）などの宗教的少数派コミュニティで構成される。宗教的少数派コミュニティは1979年以降、大幅に縮小してきており、メンバーの多くはイランを離れるようになっている。

3.18 イランは神政国家であり、教皇庁は唯一の例外の可能性はあるが、世界のどの国よりも完全に宗教と国家を一体化させている。憲法第4条は、イランの全ての法令が（シーア派の）イスラム原則に基づかなければならないと定めている。実際面では、政府の政策と規則は多数派であるシーア派の人々に極めて有利に働いており、非シーア派イスラム教徒と宗教的少数派に対する広範かつ構造的な差別をもたらしている。文化・イスラム指導省（Ministry of Culture and Islamic Guidance）と情報・治安省（MOIS：Ministry of

Intelligence and Security) は、宗教活動を監視している。また、IRGCは教会を監視している。

スンニ派イスラム教徒

3.19 イラン人のおよそ9パーセントはスンニ派イスラム教徒である。スンニ派は、主に農村州に居住する民族的少数派集団（トルクメン人（Turkmen）、アラブ人、バルーチ人及びクルド人を含む）のメンバーが圧倒的多数を占めている（人種/国籍を参照）。憲法第12条は、イスラム内の他の宗派も十分な敬意を払われるべきであり、その信徒は独自の宗教儀式を自由に実践できると定めている。また、非シーア派イスラム教徒が多数派を占める国内の地域において、地元規則は他の宗派の権利を侵害することなく、イスラムの関係する宗派に沿うものとする定めている。

3.20 このような憲法上の保護があるにもかかわらず、スンニ派は公的差別を経験していると報告している。公的差別の中には、スンニ派が多数派を占める州において政府職に就く代表者の数が少数にとどまっていること、宗教的権利に対して抑圧があること（聖職者の勾留、聖職者に対する嫌がらせ、公立学校でのスンニ派の教えの禁止を含む）、基本的な政府サービスが欠如していること、及びインフラ・プロジェクト（モスク建設を含む）向けの公的資金が不十分なことなどが含まれる。しかしながら、大半のスンニ派は民族的少数派集団のメンバーでもあるため、スンニ派に対する政府差別の原因が宗教にあるのか又は民族にあるのかを区別することが難しい場合が多いとスンニ派は伝えている。バルーチ人活動家によると、政府は2016年、地元住民を改宗させるため、スンニ派人口が大きい地域へ数百人のシーア派布教者を送り込んだ。

3.21 2016年8月、およそ25人のクルド系スンニ派教徒が神に対する恨み」の罪で処刑された。処刑された男性たちは大集団の一部であり、その大半はクルディスタン州で複数の武装衝突と暗殺が起きた2009年から2011年にかけて逮捕されていた。この他、同じ罪で有罪判決を受けた複数のスンニ派教徒は死刑囚監房に入ったままである。当局は、「非信仰者」に対する武装襲撃と暗殺を企てたジハーディスト集団に参与していたと自白し、有罪判決を受けた男性に焦点を当てた処刑を行った後、ビデオを公開した。処刑された男性たちの多くは死刑囚監房に入っている数年間、そのような活動への関与を繰り返し否定していた。また、その男性たちは、逮捕されてから数か月後に起きた犯罪に関係付けられる場合もあった。世界最大の国際人権NGOであるアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は、自白が強要されたものであり、裁判プロセスは甚だしく不公平であったと説明した。イラン政府は、スンニ派の過激主義者を抑圧するための行動であったと主張している。

3.22 イスラム共和国の構造が不可避免的に他者を排除して、多数派であるシーア派イスラム教徒を優遇するという点において、スンニ派が公的差別に直面するリスクは中程度であるとDFATは評価している。多くのスンニ派教徒にとって民族性と宗教がかなり重複しているため、宗教を理由とする差別と民族性を理由とする差別を区別することが困難になっている。

公認宗教集団

3.23 憲法第13条は、イランで公認されている非イスラム教徒の信仰は、ゾロアスター教、ユダヤ教及びキリスト教のみであると定めている。憲法はこれらの宗教の信奉者に対し、（法の範囲内で）自らの宗教的儀式及び祭式を実践し、私事と宗教教育において自らの規範に従う自由を与えている。この公認宗教の信奉者は、礼拝を行い、礼拝所と宗教学校を運営し、宗教的休日を祝うことを認められている。議会には、これらの集団のために5議席が（アルメニア系キリスト教徒2議席、アッシリア系キリスト教徒1議席、ユダヤ教徒1議席、ゾロアスター教徒1議席）が留保されている。アルメニア系キリスト教徒は監督者評議会と公益評議会においてオブザーバーとしての地位を有している。この3つの公認宗教のメンバーは、当局に登録しなければならない。公認宗教団体は、私立学校を運営することを認められているが、教育省は授業で使用する全ての教科書（宗教的内容を含む）を承認しなければならない。これらの学校の指導者は、ゴジネシュ審査（政府職員が選出公職候補者及び公的部門求職者を、イスラム教に対する信仰、イスラムの知識及びイスラム共和国への忠誠心に基づいて審査するプロセス）に合格しなければならない。

3.24 公認宗教団体のメンバーは、憲法上の認識を通じて保護が与えられているにもかかわらず、著しい公的及び社会的差別に直面している。法律により、非イスラム教徒は司法部門及び治安機関に勤務することができず、また、公立学校の校長を務めることができない。公的部門での雇用を求める又は公職に立候補しようとする非イスラム教徒は、そのような候補者又は申請者が全員ゴジネシュ審査を受けなければならないという要件があるため、イスラム教徒と比べて不利な立場に置かれている。イスラムの原則と規則を遵守しない政府職員は刑罰の対象となり、解任されるかあるいは特定の部門に勤務することを禁じられる可能性がある。2017年10月、ヤズド（Yazd）市議会選挙に立候補し、5月に行われた選挙でゾロアスター教徒に敗北したイスラム教徒がその選挙に不服申立を行った後、監督者評議会は勝利したゾロアスター教徒の市議会議員を停職させる決定を支持した。この不服申立は、イスラム教徒が多数派を占める市の全人口に代わって宗教的少数派のメンバーが決定を下すということは憲法違反であると論じ、受け入れられた。

3.25 公認された宗教的少数派のメンバーは、その大半が外見や日常の身なりからはイスラム教徒と区別することができない。キリスト教徒、ユダヤ教徒及びゾロアスター教徒の女

性は、人前でヘッドスカーフを着用することに関する服装規定の要件を遵守している。しかしながら、キリスト教徒の多くはキリスト教徒であることを明らかにできるような民族的に特徴のある氏名を持っている。このため、雇用機会の喪失といった低レベルの社会的差別をもたらす可能性があるが、暴力に晒される事態を招く可能性は低い。

3.26 テヘラン、エスファハーン、タブリーズ及びオルミーエ（Orumiyeh）に集中しているアルメニア民族は、公認キリスト教徒の最大集団である。他の公認集団の中には、テヘランとオルミーエに集中しているアッシリア系キリスト教徒、カルデア人（Chaldeans）及びサービア・マンダヤ教徒が含まれるが、この最後の集団はキリスト教徒であることを自認していない。民族的教会には、アッシリア系カトリック教会、正教会、長老派教会など様々な宗派があるが、様々な宗派のメンバーは自身が属するコミュニティ内で緊密な関係を維持している。市民がイスラム教から他の宗教へ改宗することは法律で禁じられているため、政府はこれらの集団がイスラム以前に遡ってイランに存在していることから、これらの集団を公認しているに過ぎない。これらの集団のいずれの登録メンバーでもない市民、又はその家族が1979年より前からキリスト教徒（又は他の公認宗教の信徒）であることを証明できない市民は、イスラム教徒であるとみなされる。公認教会は、ファルシ語ではなくそれぞれの伝統的言語で説教をするよう義務付けられている。公認教会と関係があるコミュニティ指導者たちは、当局がコミュニティの宗教上の権利を尊重したため、コミュニティは政府の干渉を受けずにそれぞれのスペース内で自由に行動することができている（男女が参加する集会の開催、儀式のためのアルコールの使用及び女性が頭部を露わにすることに対する許可を含む）と報告している。

3.27 ユダヤ人コミュニティの代表者たちは、ユダヤ教徒に対する政府の制限と差別が一部存在しているものの、政府がユダヤ教徒の宗教的慣習に干渉することは稀であったと報告している。政府高官と政府系の宗教担当職員はイスラエルに向けて定期的に反ユダヤ的声明を出す、そのような声明の頻度は、アフマディネジャード政権時代から低くなった。そのような声明は、イラン系ユダヤ人の日常生活にほとんど影響を及ぼさない。イラン系ユダヤ人の指導者たちは一般に、イラン系ユダヤ人をイスラエルから遠ざけようとしている。ユダヤ人コミュニティの代表者たちによると、ユダヤ人は自由にイランを出入りすることができ、政府はユダヤ人のイスラエル旅行に対して禁止措置を講じることは通常なかったが、他のイラン人については禁止措置を講じている。

3.28 ゴロアスター教徒は、イランで最古の宗教コミュニティである。ゴロアスター教徒の大半はテヘランに住んでおり、ヤズドやケルマーン（Kerman）には規模の小さなコミュニティがある。ゴロアスター教はペルシャ帝国時代に支配的な信仰であったが、アラブ系イスラム教徒（Arab Islamic）がペルシャを征服した後に衰微した。このため、多数のゴロア

スター教徒がイスラム教へ改宗するかイランを離れて主にインドへ向かうことになった。近年、一部のイラン人は、イスラム以前に遡るイランの文化遺産を祝うために、ゾロアスター教のシンボルと伝統を採用している。イラン人の新年である「ノールーズ(Nowruz)」ももとはゾロアスター教徒の伝統は全てのイラン人が祝う国家の祝日である。しかしながら、イランのメディア、政府高官及び政府系の宗教担当職員は時折、ゾロアスター教徒を悪魔崇拝者や多神教者と形容してきた。こうした状況を受けて、一部のゾロアスター教徒は嫌がらせや差別を恐れて、その宗教的背景を隠蔽するようになったと伝えられている。

3.29 公認宗教のメンバーは公的差別に直面するリスクが低いとDFATは評価している。公認宗教のメンバーは公認による恩恵を享受しているものの、イスラム共和国の構造は不可避免的にシーア派イスラム教徒を優遇し、他者を排除している。社会的差別(暴力を含む)を受けるリスクは低い、外部要因が関与した際には時折、高まる可能性がある。

未公認キリスト教集団(ハウス・チャーチ)

3.30 刑法は、宗教的少数派による布教活動を厳しく禁じている。非イスラム教徒がイスラム教徒を改宗させる行為は死罪である。3つの公認少数派宗教は布教もしなければ、改宗者をメンバーとして受け入れてもいない。イラン人にキリスト教の説教をしないという厳格な指示は、テヘラン及び海外駐在者に対応する他の地域にある少数のラテン系のカトリック及びプロテスタント教会に適用される。この禁止措置は、礼拝におけるファルシ語使用の禁止及びイラン人が非イスラム教徒の宗教施設に通う行為(音楽演奏など非宗教的行事を目的とする場合を含む)の禁止を通じて、また、定期的に電話で教会に接触し、潜在的な改宗者と偽って伝えることでそのような照会を受ける教会職員の反応を確認することにより、執行される。治安職員は、礼拝がファルシ語で行われていないかどうかを検証するために登録宗教センターを監視し、また、非キリスト教徒又は改宗者が礼拝に参加していないことを確認するため、礼拝者の身元チェックを実施していると伝えられている。当局は近年、これらの制限措置を遵守していないとして、1979年以前に存在していた教会を含め、複数の教会を閉鎖した。

3.31 このような禁止措置を講じられた結果、公認された民族的少数派教会のメンバーではないイラン系キリスト教徒は一般に、秘密の「ハウス・チャーチ(家の教会)」で宗教を実践するようになっている。ハウス・チャーチを巡る秘密性によって、イランにおける未公認教会の正確な数を提供するのは困難である。複数の国際キリスト教擁護グループは、80万~100万人が地下教会で礼拝していると推定している。この数値は実際の人数をかなり誇張している可能性が高いものの、イランには未公認のキリスト教徒が多く存在し、その数が増加している。DFATは、未公認キリスト教徒の高い比率がファルシ語を話すイスラム

教からの改宗者が、その子どもであると理解している。国内情報筋は、改宗者の多くが出生のときにイスラム教徒と指定されたことを遺憾に思っており、自身の宗教的アイデンティティを模索することを望んでいる、と断言している。一方、キリスト教を（密かにではあるが）選択することを政府に対する反抗の手段と捉えている者もいる。

3.32 国際監視団によると、ハウス・チャーチはイラン全土に亘って存在し、頻繁に場所やメンバーを変える。その大半がプロテスタント又は福音主義者の教えに従うハウス・チャーチは、教会によって規模やスタイルがかなり異なる。極めてインフォーマルで、祈り、礼拝及び聖書リーディングのために定期的又は反定期的に仲の良い家族や友人が集まるような単なる小さな集まりもあれば、より大規模で、メンバーがその信条を家族や友人と共有することで有機的に成長していく可能性があるハウス・チャーチもある。他のキリスト教グループと正式な繋がりを一切持たないグループもあれば、特定の市又は地域に張り巡らされているハウス・チャーチ網の一部になっているグループもある。また、（オンライン又はイラン国外で提供される在宅コースで）キリスト教神学の訓練を受けた指導者がいるハウス・チャーチもあれば、訓練を受けていない指導者がいるハウス・チャーチもある。ますます増加しつつあるハウス・チャーチには、イランから逃亡した牧師が引き続きインターネットを介して遠隔で教会を主導することができる「インターネット牧師」がいる。他のキリスト教徒と定期的に連絡を取らない孤立したキリスト教徒の中には、キリスト教テレビ番組（衛星を経由して視聴することができる）を通じて又はインターネットを介して、外国に拠点を置いてファルシ語を話し、オンラインで宗教教育を提供する多くの牧師からその宗教教育の全てを受けられる人々もいる。

3.33 当局は、ハウス・チャーチの増加が国家安全保障に対する脅威になると解釈してきた。公式報告とメディアは、ハウス・チャーチを「違法なネットワーク」や「シオニスト宣伝機関」として特徴付けている。当局は定期的にハウス・チャーチを厳しく取り締まり、特に積極的に放送し、布教し、新メンバーを探し求める教会の指導者に焦点を合わせてきた。治安部隊は、ローハニ政権の下でこれらの取り締まりの頻度を高めてきたが、おそらく政府から直接指示を受けた結果ではないものと考えられる。司法部門は、ハウス・チャーチの活動に関して長期懲役刑を宣告してきている。2017年7月、革命裁判所は「ハウス・チャーチの設立を通じた国家安全保障に反する行為」及び「イスラムの神聖さを侮辱する行為」の嫌疑でキリスト教徒8人に有罪判決を下し、10~15年の懲役刑を宣告した。国際監視団によると、2016年12月現在、およそ90人のキリスト教徒がその宗教的信条と行動のために勾留されているか裁判を待っている状況であった。キリスト教擁護グループは、当局が一部の教会指導者に対し、直接的な脅し又は意図的な嫌がらせ（治安事務所に毎日呼び出して尋問する行為、身分証明書の没収又は職の解雇を含む）を通じて、イランを離れるよう圧力をかけてきたと報告している。また、人権監視団の報告によると、当局は勾留している

キリスト教徒に鞭打ちや独房収監を含む激しい身体的虐待を加えてきた。

3.34 国際監視団は、国外でキリスト教に改宗するイラン人は、以前にイラン国内で行った政治活動をして当局の目に留まったことがなく、国内で控えめな態度を保ち、布教又は政治活動に従事しない限り、イランに帰還した時点で当局から敵意のある注目を集める可能性は低いと伝えている。

3.35 小規模で、内にこもるハウス・チャーチの信徒であって、控えめな態度を保ち、新メンバーを募集しようとしめない人々は、当局から監視を超えて敵意のある注目を集める可能性が低く、あったとしてもおそらく低いレベルの嫌がらせであろうとDFATは評価している。一方、布教活動に従事し、より広範なハウス・チャーチのネットワークと繋がりがある大規模な教会のメンバーは、当局からの反動（逮捕や起訴を含む可能性がある）を受ける可能性がより高い。そのような教会の指導者は、この点に関して特別なリスクに晒されている。

バハーイー教徒 (Baha'i)

3.36 バハーイー教は19世紀のペルシャに起源があり、神、宗教及び人類の一体性に対する信仰を推進する。国際的な人権NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) のデータによると、バハーイー教コミュニティの数は少なくとも30万あり、テヘランとセムナン (Semnan) に集中している。バハーイー教は公認宗教ではない。1991年、文化革命最高評議会は、バハーイー教の問題に関して、バハーイー教はイスラムの教義と相反していると結論付ける決定書を発行した。その後、2009年に出された決定書は、バハーイー教に関する既存の行政的取り決めは全て違法であると宣言した。これらの決定の結果、数千人に及ぶバハーイー教徒がその職から追われ、年金支給を打ち切られることになった。バハーイー教徒は公的部門における雇用から締め出されてきた。当局は会社にバハーイー教徒の従業員を解雇するよう圧力をかけ、銀行はバハーイー教徒の顧客の口座を閉鎖し、また、当局はバハーイー教徒の学生が大学に入学するのを禁止してきた。国連特別報告官は、2017年8月付報告書の中で、高等教育機関に入学した（そして、その宗教的アイデンティティを隠そうとした）少なくとも21人のバハーイー教徒学生が2016年12月から2017年5月にかけて退学させられたことを明らかにした。

3.37 国際情報筋は、当局が引き続きバハーイー教徒に嫌がらせを行い、尋問し、逮捕していると報告してきた。政府は公式声明の中でバハーイー教徒を非難する表現を用いている。雇用主はバハーイー教徒を雇用しないこと又は民間部門の職から解雇することを求める相当な社会的圧力に直面している。バハーイー教徒の墓地が荒らされる事件も複数発生した。バハーイー教徒は、宗教文献を合法的に複製又は配布することができない。また、バハー

イー教徒の家族は、結婚、離婚及び監護手配を含む家族法の諸問題に関して、公的認識の対象から除外されている。

3.38 バハーイー教徒はその非公認の地位、公式声明でバハーイー教徒を非難するために用いられる敵意のある表現、及び雇用、教育及び家族法における地位に課される制限に基づき、公的及び社会的差別に直面するリスクが高い、とDFATは評価している。

ヤルサン教徒 (Yarsanis)

3.39 ヤルサン教コミュニティ(ヤルサン教徒)は主に、ロレスターン及びクルディスタン地域に所在している。政府はスーフィズム(神秘主義)を実践するシーア派イスラム教徒としてヤルサン教徒を分類しているが、ヤルサン教コミュニティ自体は、他と異なる独自の宗教を信奉する人々としてヤルサン教徒を自認している。当局は、ヤルサン教徒が申請書上でイスラム教徒であると宣言しない限り、ヤルサン教徒が高等教育を受け、政府職に就くことを拒絶していると伝えられている。同コミュニティによると、ヤルサン教徒に対する社会的差別は広く行われており、金曜礼拝では聖職者により奨励されることが多い。その特別な髭で認識できるヤルサン教徒の男性は雇用差別に直面する一方、当局はヤルサン教徒の両親が新生児にヤルサン教徒の名前を付けるのを禁じていると伝えられている。軍及び学校制度に勤務するヤルサン教徒は嫌がらせを報告している。ヤルサン教徒は、他の公認されていない宗教的少数派と同様に、合法的に宗教文献を作成又は頒布することも、公の場で宗教儀式を行うことも、また、礼拝所建設に係る許可証を取得することもできない。

3.40 ヤルサン教徒は、公的文書上で自身のことを偽って伝えることを余儀なくされ、また、自由に礼拝できないという点で、公的差別と社会的差別の両方に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。

宗教に基づく起訴

3.41 イラン法の下では、自らの宗教を放棄する又は他の宗教に改宗するイスラム教徒は背教で起訴される可能性がある。これとは別に、いずれかの宗教を信奉する者は、預言者ムハンマド、シーア派の他の聖人又は他の神聖な預言者に軽蔑的とみなされる発言を行った場合、「預言者を罵る行為」(冒瀆)の罪で起訴される可能性がある。刑法(Penal Code)は、背教を特に犯罪としていないが、刑法と憲法の条項は、法規定が言及していない状況にはシャリーアが適用されると定めており、裁判官はそのような事案の場合、シャリーアに基づく判決を下さざるを得ない。コーランには背教に刑罰を科すべきだと明確に記載されてはいないものの、イランにおけるイスラム裁判官の大半は、背教を死刑に相当する重罪にすべきであるという考えに同意している。この考え方は、預言者ムハンマドとシーア

派イマーム（シーア派が預言者の正統な後継者であるとみなしている導師）に帰せられる口頭伝承に基づいている。刑法第5章は、預言者を罵る行為を死罪として具体的に盛り込んでいるが、この侮辱行為が間違いの結果であった又は怒りに任せたものだったと被告人が陳述した場合、死罪は74回の鞭打ち刑まで減刑される可能性があるとの条項で定めてある。

3.42 政治的な動機に基づいて背教を起訴する行為は、イラン革命以降の数年間で頻繁に行われた。こうした起訴は死刑につながるケースが多かった。しかしながら、大半の場合、背教罪で起訴された被告人は国家安全保障に係る他の多くの起訴にも直面した。こうした事案の多くはすぐに裁判にかけられ、処刑されるという結果になったため、これらの被告人の事案で背教が十分に議論されることはなかった。

3.43 背教と冒涇の事案は、もはやイランで日常的に見られるものではなくなっているが、当局は依然として個人の多様な集団に対し宗教に基づく起訴（「イスラムを侮辱した」罪での起訴など）を利用している。近年、標的となった集団の中には、改革運動のシーア派メンバー、イスラム教徒として生まれてきたがキリスト教へ改宗した人々、バハーイー教徒、イスラムの支配的な解釈に異議を唱えるイスラム教徒（特にスーフィズム信奉者）、非伝統的な宗教的信条を信奉する他の人々（公認宗教集団のメンバーを含む）が含まれていた。宗教に基づく起訴の中には、明確な政治的含みを持つ事案もあれば、主に宗教的性質、特に布教活動に関係していると思われる事案もある。

3.44 現在、背教や冒涇の事案で死刑が宣告されるのは稀である。しかしながら、2017年3月、最高裁判所は21歳の男性に背教罪で死刑を宣告するというアラーク（Arak）刑事裁判所の判決を支持した。この男性が2015年10月に兵役に服している間、イスラムとコーランに批判的であると考えられる記事をソーシャル・メディアに投稿した後、当局は彼を逮捕していた。人権団体は、当局がこの男性を騙し、彼が自白すれば釈放すると約束して彼に罪状を自白させたと主張している。死刑は2018年3月現在、執行されていない。また、同刑事裁判所は、反イスラム的な記事をソーシャル・メディアに投稿した罪で2人の共同被告人に有罪判決を下し、懲役刑を科した。

3.45 宗教に基づく嫌疑で告発された人々は国家安全保障に係る起訴にも晒される可能性が高いとDFATは評価している。こうした人々は十分な法的防御を有する可能性が低く、したがって、有罪判決を受ける可能性が高い。

政治的意見（実際又は帰属）

3.46 憲法は、政治的意見の表現に関する複数の条項を含んでいる。第23条は、個人の信条を調査することは禁じられており、また、何人も特定の信条を保有しているというだけ

で淫らな行為をされる又は非難されることがあってはならないと定めている。第24条は、出版と報道はイスラムの基本原則又は公衆の権利に害を及ぼす場合を除き、表現の自由を有していると定めている。第26条は、政党（又は他の職能/宗教協会）の結成を認めているが、その政党が独立の原則、自由、国の結束、イスラムの基準又はイスラム共和国の基盤を侵害しない場合に限るとしている。第27条は、武器を携行せず、イスラムの基本原則に害を及ぼさないことを条件として、市民の集会と行進を認めている。

3.47 政党法 (*Political Parties Law*) (1981年、1989年に最新改正) は、政党への許可証を交付する権限を内務省 (Interior Ministry) に付与している。2016年2月、内務省は250を超える登録政党がイランに存在すると報告した。しかしながら、イランの政党は一般に、党の明確な綱領、中央及び地方本部、プロジェクト、会員制度又は活動を有しておらず、また、イスラム共和国の支配構造を踏まえれば不可能である政権を掌握するという目標を追求していない (政治制度を参照)。政党は、イデオロギーによって動かされる共通の利害を持った集まりで、特定の候補者を支持するために選挙前に団結し、選挙と選挙の間には「冬眠」に入る派閥と形容するほうがよりの的を射ている。監督者評議会は政治家候補者を拒否する権限を有しており、2016年の議会選挙においては、選挙に先立ち、改革主義者ブロックからの候補者を多数不適格とみなした。

3.48 イラン人は、市民間の会話の中やオンラインのソーシャル・メディアで今日の政府を盛んに批判することができる。しかしながら、この自由は制限がないわけではない。十分に定着した複数の「レッドライン (越えてはならない一線)」テーマは踏み込むことを禁止されており、批判的なコメントは国家安全保障法に基づき起訴につながる可能性がある (メディアを参照)。当局は、政治的デモが行われている間など政治的に不安定な時期には反対分子を厳重に取り締まる可能性がより高く、そのような時期にオンラインでコメントをする又は通信する個人の権利を制限する可能性がある (国家を批判する人々を参照)。複数の人権監視団は、テーマが実際に「レッドライン」であるかどうかについては不確かなところがあると報告している。

政治亡命組織

3.49 政府は革命以降何年もの間、組織的に国民戦線 (National Front)、自由化運動 (Freedom Movement)、トゥーデ共産党 (Toudeh Communist Party) などの反対派政治組織を解体してきた。これらの反対集団及びイラン国内ではなく亡命先で一定の活動を追求している他の組織集団の痕跡は僅かなものしかない。したがって、イラン国内の政治団体がそのような政治集団と組織化された関係を維持している可能性はほとんどない。

3.50 最も著名な亡命グループは、イスラム共和国を軍事的に転覆させることに傾倒してい

る左翼系集団のイラン・ムジャヒディン・ハルク組織（MeK：Mojahedin-e Khalq Organisation of Iran）である。MeKは1979年革命時に親ホメイニ部隊と協力したが、革命後すぐに関係が悪化した。MeKは1981年9月に政府に対して蜂起し、複数のテロ攻撃や暗殺を行ったが、失敗に終わった。その後、MeKメンバーの多くはイラクを含め様々な場所に亡命した。イラン当局は、国内にとどまったMeKメンバーを多数収監し及び/又は殺害した。1988年、アヤトラ・ホメイニ師がMeKメンバーを処刑する正当な根拠として背教に言及したファトワを出したことで、少なくとも（保守的な推定で）3,000人のMEK 受刑者が処刑されることになった。処刑を逃れたMeK受刑者の大半は、勾留条件の緩和と引き換えにメンバーの地位を放棄し、又は放棄した後で刑務所から釈放されたと伝えられている。

3.51 MeKはイラン・イラク戦争中、イラク側に付いて戦い、サダム・フセインから彼が2003年に失脚するまで軍事援助の大半と金融支援を受けていた。オーストラリアを含む複数の国々が、テロ活動への関わりとサダムとの繋がりを理由にMeK を外国テロ組織に指定してきた（これらの指定は現在、大半が消滅している）。MeKは今もなお亡命先で活動を続けており、その首脳部はフランスに拠点を置いていると伝えられている。米国トランプ政権の複数のメンバーは、イラン国家に対する意義を訴えるMeKの主張を支持している。DFATは、イラン国内（刑務所制度外）に残っているMeKの存在感は無視し得るレベルにあり、市民の支持もほとんど又は一切得られていないとする国際監視団の評価と同意見である。それにもかかわらず、イラン当局は依然としてMeKをテロ組織に分類しており、その指導者にイランへ帰還するよう繰り返し要請している。

国家を批判する人々

3.52 イラン人はこの10年間で2度、政府に抗議するため、大勢で街頭に繰り出している。2009年6月に行われた大統領選挙の後、保守派のマフムード・アフマディネジャード候補者が地滑りの勝利を収めたという公式決定に抗議するため、改革派のミール・ホセイン・ムサビ候補者の支持者が最大で300万人、テヘランの街頭へ出てデモを行った（近年の歴史を参照）。「緑の運動（Green Movement）」はムサビのキャンペーン・カラーに因んだ名称であり、この色はもともと、モハンマド・ハタミ前大統領（改革運動の最初の主唱者）がムサビ氏に緑のたすきをかけたところを示したポスターに由来している。緑の運動は論議を巻き起こした選挙が終わってから6か月以内の間に、憤慨した有権者の大集団から1979年革命のときに当初求めていた民主的権利を平和的に要求する全国規模の勢力へと進化していった。緑の運動の抗議参加者は、主要都市の街頭に結集し、政治制度と最高指導者自身に異議を申し立てるスローガンを唱える機会に祝日と国家記念日を利用した。政府はこれに対応して、IRGC、バシジ分隊を含む治安部隊と私服の自警武装集団を派遣した（バシジ人民動員軍を参照）。これらの部隊が数千人の抗議参加者を殴打し、数百人を逮捕する一方、スナイパーが数十人を殺害した。2010年初めまでに、政府は市民の反対行動を鎮圧す

るのに成功していた。「緑の運動」は2009~10年のデモ行動の余波について論じており、関わった人々の現在のリスク特性に関する評価を提供している。

3.53 2017年12月下旬、マシュハドで起きた小規模な抗議行動が急速に拡大し、国内全域に亘って他の50以上の都市や町にまで広がり、およそ4万人の抗議参加者が関わるようになった。民族、宗教及び「政党」の側面に及ぶこの抗議行動は、経済的苦難に焦点を当てているが、敵意に満ちた反政府及び反体制の要素も併せ持っていた。デモは概ね平和的に行われたが、抗議参加者が治安部隊の事務所や他のインフラに火を放つなど単発的な低レベルの事件が幾つかあった。警察は当初、抗議参加者を追い散らす際に主導的役割を担ったが、その後政府が再びバシジ分隊とIRGCを配置し、2018年1月初旬までにデモ行動を終結させるのに成功した。逮捕者総数の推定値は情報源によって大幅に異なる。ある改革派MPは当局が3,700人（大学生68人を含む）を逮捕したと語ったが、ドバイに拠点を置くニュースソースは8,000人以上が勾留されたと主張している。一部の死傷者（治安部隊のメンバーを含む）は抗議行動に起因しているが、抗議行動の全体の規模と死亡者数（今もなお不明）は2009~10年のデモ行動に遥かに及ばない。デモ行動が起きている間、大々的に宣伝された複数の親政府団体による対抗デモがイランの複数の都市で行われた。

3.54 2017~18年の抗議行動及び 2009~10年の抗議行動には、幾つかの共通要素がある。両事件とも、デモ行動は政府自体に対するものを含め、要求事項が拡大する形へと発展した。最高指導者を含む当局は、両抗議行動とも「外国の陰謀」の結果として起きた社会的騒動であると宣言し、ソーシャル・メディアの通信ツールを無効にすることで抗議参加者の通信能力を制限しようとした（メディアを参照）。当局は、両抗議行動が起きている間及びその後、多数のデモ参加者を逮捕した。逮捕された人々の中には、勾留中に死亡した者もいた（勾留中の死亡を参照）。しかしながら、国際監視団は、2つの出来事の間には、次のような幾つかの重要な差異があると指摘している。

- 2017~18年抗議行動のきっかけは、選挙時の不正行為疑惑に対する怒りではなく、市民の心の底にある経済的状況への不満であった（経済概観を参照）。
- 2017~18年の抗議行動は、周辺の小都市に集中し、拡がりを見せたが、2009~10年の抗議行動は主要都市のみで起きた。
- 2017~18年抗議行動の参加者は主に保守的な労働者階級のイラン人であったが、2009~10年抗議行動のときは都市部に住む改革派で中流階級のイラン人であった（その多くは2017~18年抗議行動を支持しなかった）。
- 2017~18年抗議行動のときには、明確な指導者がおらず、治安部隊の国内統制にとって、また、政府自体にとっても真の脅威となることは決してなかった。
- 2017~18年抗議行動のときは民族的要素が強かったが（人種/国籍を参照）、これは2009~10年抗議行動に当てはまらない。

- 2017-18年抗議行動のときには、政治的指導者、特により穏健な指導者たちが、デモ行動を取る人々の（特に経済的な側面に関する）正当な懸念を認識した上で、概ね融和的な対応を採用し、治安機関も相対的に慎重なアプローチを取ったが、このような対応は2009~10年の抗議行動のときにはなかった。

3.55 2017~18年抗議行動で主導的な役割を果たしたとされる人々は逮捕、監視及び嫌がらせの継続を含む公的差別に直面する可能性が高いとDFATは評価している。一方、デモ行動の動機が経済的苦難に抗議することにあつた通常の抗議参加者を当局が同様に標的とする可能性はほとんどないとDFATは評価している。

「緑の運動」活動家

3.56 2009~10年に「緑の運動」抗議行動が起きている間及びその後、治安部隊は数百人のデモ参加者を逮捕した他、数千人に対し殴打や嫌がらせを加えた。中には勾留中に死亡した人々もいた（勾留中の死亡を参照）。また、同運動に関係し、イラン国外に逃亡した人々もいた（人数は数百人に上る可能性が高い）。イランの裁判所は逃亡した少数の人々に対して欠席裁判で刑を宣告したと伝えられている。当局は、緑の運動に関係する新聞、雑誌及びウェブサイトを停止させ、発行体を事実上閉鎖した。

3.57 2009年後半から、緑の運動における最も重要な指導者、活動家及び理論家100人以上が一連の「見せしめ裁判」に出頭し、その場でテレビに向かい、国家に対する複数の犯罪を自白した。このグループには、前大統領候補のムサビ自身は含まれていなかったが、2011年2月、ムサビ、妻及び同僚の大統領候補者メフディ・カルビ（Mehdi Karroubi）はイラン人にアラブの春を支持して抗議行動を起こすよう呼び掛けた後、起訴又は裁判なしで自宅軟禁された。メディアの報道によると、アヤトラ・ハメネイ師は、改革派が挙国一致へ向けた動きの一環として2017年の選挙が行われる前に反対派指導者を釈放させようとするのを妨害した。緑の運動に関係するもう一人の著名な改革は指導者であるモハンマド・ハタミ前大統領は、2015年以降報道管制の対象になっていると伝えられており、当局は出版者やテレビ局に同師の氏名又は写真を印刷しないよう命じた。この報道管制は一貫性なく執行されている。

3.58 緑の運動の上層部は政治的にペルソナ・ノン・グラータ（好ましくない人物）になつたままだが、アフマディネジャード大統領政権が2013年に終焉を迎えたことで、同運動の目的と勢いの多くが消失した。緑の運動は、その後の選挙で活発な役割を果たさず、その後何年もの間、イラン国内では表舞台に出ることがほとんどない。上述した通り、緑の運動もその支持者も、2017~18年の抗議行動の際には重要な役割を果たしていない。

3.59 「緑の運動」抗議行動の間に逮捕された人々のうち、何人が今もなお収監されているかを推定するのは困難である。経過した時間の長さを踏まえれば、この抗議行動に参加したというだけの理由で当時逮捕された人々が収監されたままとなっている、又は公的又は民間セクターでの雇用機会を奪われるなどの行為を含め、引き続き監視若しくは嫌がらせの対象になっている（公的又は民間セクターでの雇用機会を奪われることを含む）可能性は極めて低いとDFATは評価している。とは言え、2009~10年の抗議行動はアヤトラ・ハメネイ師時代におけるイスラム共和国の権威にとって重大な挑戦を表した。そのような挑戦に対する政府の感度を踏まえれば、この抗議行動においてより活発な組織的役割を担った人々はひときわ目立っており、したがって、引き続き当局の注意を引き、嫌がらせを受ける可能性がより高いとDFATは評価している。

利害関係集団

市民社会活動家/ 人権擁護者

3.60 地域基準に照らせば、イランは高度に発達した市民社会を有しており、多数の宗教団体及び世俗的な非政府機関（NGO）が多岐に亘る分野で活動している。国内の対話者によると、貧困など非政治的問題に取り組むNGOは、比較的自由に活動している。しかしながら、国際監視団は、人権に関係した活動を行う活動家の権利が著しく制限されているという見方に同意している。フリーダム・ハウスは、人権擁護者センター（Centre for Human Rights Defenders）が閉鎖されたままであり、そのメンバーうち数人は収監されていると報告している。

3.61 国連特別報告官は、2017年8月付報告書の中で、死刑反対運動者（死刑を参照）、女性の権利活動家（女性を参照）、独立労働組合員（労働組合員を参照）、人権活動家、少数派の権利活動家（人種/国籍の関連節を参照）、1980年代に略式処刑された又は強制的に失踪させられた人々の親戚を含む人権擁護者の状況は極めて憂慮すべきものであると語った。同報告官は、2017年5月の大統領選に至るまでの間に、逮捕や勾留の件数が多くなるなど人権擁護者の状況は著しく悪化したと伝えた。また、前国連特別報告官は、勾留されている人権活動家に対する威嚇と報復行為（拷問や他の虐待を含む）について報告し（拷問を参照）、同報告官と関わり、また、他の国連機関と協力した人権擁護者に対して報復が行われたという報告があることに関して特別の懸念を表明した。

3.62 国際情報筋の報告によると、当局は複数の市民社会活動家と人権擁護者が海外渡航するのを禁じており、また、人権活動家は威嚇するような電話やブラックメールの脅し、オンライン・ハッキングの試みを受け、また、正体不明の治安職員により財産が損壊し、さらに、これらの職員が時折、人権活動家の家族を困らせ、又は逮捕したと報告した。裁判所は日常的に人権活動家に対する刑の宣告を停止し、当局が以前の罪でいつでも恣意的に

人権活動家を逮捕又は収監できるようにした。

3.63 近年、国際監視団は当局が環境問題に従事する市民社会活動家を標的にする傾向が高まっていることを確認している。近年に起きた最も注目度の高い事件を挙げれば、二重国籍を持つ64歳のイラン系カナダ人の大学教授であり、かつ、イランで最も著名な環境NGOの創設者でもある男性が2017年1月24日、6人の同僚とともに逮捕された。当局者はこのグループがCIA/モサドの隠れ蓑になり、イランのミサイル計画に関する機微情報を収集しているとして告発したと伝えられている。2月9日、当局者は同教授の妻に対し、彼が罪を自白し、刑務所で自殺したと語った（勾留中の死亡を参照）。この事件とは別に、2017年2月10日、当局は環境保護団体（Environment Protection Organisation）の副会長を短期間拘束し、尋問した。この副会長は、米国で教育を受けた学者であり、国外居住しているイラン人の帰還を歓迎するという公式計画の一環として政府の招待を受けて、勤務先のロンドンのインペリアル・カレッジから休暇を取りイランに帰国していた。その後、同氏はイランを逃れた。近年、環境問題はますます政治化してきており、2017~18年に起きた抗議行動の重要な原動力になっていた（人種/国籍を参照）。

3.64 人権の促進に関係がある分野で活動する市民社会活動家は、公的差別（逮捕、監視、嫌がらせ及び渡航禁止を含む可能性がある）に直面するリスクが高いとDFATは評価している。

労働組合員

3.65 イランは国際労働機関（ILO）の加盟国であり、結社の自由と団結権を求めるILO条約第87号を批准している。しかしながら、イランの労働法（Labour Code）は、イスラムの労働評議会又は事業者団体を通じてのみ、労働者の代表を認めている。イスラム労働評議会の理事会選挙に立候補する人々は、ゴジネシュ審査に合格しなければならない。労働者の権利グループは近年、複数の重要な指導者と活動家が国家安全保障に反する罪で長期懲役刑を科されており、圧力をかけられた状態に置かれるようになっている。（それにもかかわらず、今もなお定期的に起きる）ストライキを実行する労働者は、解雇や逮捕の標的にされやすい。イラン人は団体交渉権がなく、労働者は調停と仲裁に対する権利によって保護されない。2017年6月、司法部門は労働者の権利を擁護する著名な活動家2人に対し、渡航禁止令を課したため、2人はジュネーブで開催される国際労働大会（International Labour Conference）の会議に出席することができなかった。

3.66 独立した労働組合で主導的な役割を果たしている人々は、公的差別（逮捕、監視、嫌がらせ及び渡航禁止を含む可能性がある）に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。

芸術家及び音楽家

3.67 イランは活気に満ちた文化的環境を整えているものの、音楽、芸術及び映画産業は全て、厳格な検閲に晒されている。文化・イスラム指導省は、書籍、映画及び展示会が発刊又は公開される前に、イスラムの価値を遵守しているかどうかを確認するため、これらを検証する。西洋音楽は1979年革命以降、正式に禁止されているが、コーヒーショップやレストラン、タクシーの中や自宅などでは普通に演奏されている。テヘラン・シンフォニー・オーケストラ (Tehran Symphony Orchestra) は、西洋の古典音楽を定期的に演奏している。治安部隊は、音楽演奏、特に男女の観客の前で演奏することを認められていないソロの女性の歌手と演奏者のコンサートを中止させることがある。治安部隊が女性の音楽家や歌手を呼び物にするコンサートを中止させる頻度は、ローハニ政権の下で高まっている。この高まりは政治的な動機に基づいており、政府が直接指示した結果である可能性は低いとDFATは評価している。2017年7月、音楽産業で活動する500人以上のアーティストとプロデューサーは許諾された音楽演奏の中止に抗議する書簡に署名した。

3.68 国連特別報告官は、イランにおける人権の状況に関する2017年8月付報告書の中で、多くの著名な音楽家、芸術家及び映画産業プロフェッショナルが、その芸術を理由に起訴されている状況に関して懸念を表明した。同報告官は、2015年に音楽プロデューサー2人が、革命裁判所でわずか15分の裁判にかけられた後、「聖なるものに対する侮辱」及び「国家を批判する宣伝活動」の罪で懲役6年の刑（控訴後、3年に減刑）を宣告された事件に焦点を当てた。

3.69 イランにおける大半の芸術家と音楽家は、大きな障害もなく仕事をする事ができるものの、当局はソロの女性の芸術家と音楽家（又は男女混成の演奏者グループ）のパフォーマンスを禁止する可能性が高いとDFATは評価している。この禁止は、社会的により保守的な地域で行われる可能性が高い。

メディア

3.70 憲法と様々な法律の条項はメディアの自由に大きな制限を課している。憲法前文は、マスコミ、ラジオ及びテレビは「イスラム革命の進化を求める過程でイスラム文化に寄与するものでなければならず」、また、「社会の様々な考えに健全な形で遭遇するための場としてメディアを利用すべきであるが、メディアは『破壊的かつ反イスラム的な慣行』の普及と宣伝活動を厳密に控えなければならない」と具体的に定めている。第12章：ラジオ及びテレビ（第175条）は、この指示を繰り返して規定し、国家放送当局の長を任免する権限を最高指導者に与えている。報道法 (Press Law) (1986年、2000年に改正) は、メディアの役割、権利及び制限を規定している。同法は、個人及び政府職員の意見、建設的批

判、提案及び説明を公表する権利を報道機関に与えるとともに、政府又は非政府職員が報道機関を検閲又は統制しようとするのを禁じている。さらに、同法は、メディアがイスラムの原則、法典及び公民権を侵害する記事を公表するのを禁じている。この中には、「無神論者の記事」、「イスラム共和国の基盤に損傷を与えるような主題を推進する記事」、「民族及び人種の問題を提起することで不和を生じさせる記事」、「最高指導者及び高位宗教当局の怒りを買う記事」及び「たとえ絵又は漫画を用いたとしても合法的に尊重された人物又は機関を侮辱する記事」が含まれるが、これらに限定されない。また、同法は、メディア機関が直接、間接を問わず、外国援助を利用することを犯罪としている。報道法に対する違反は、2か月～2年の懲役刑又は最多で74回の鞭打ち刑を科される。それにもかかわらず、報道機関は、このような「レッドライン」を越えて、断固とした議論を行い、政府の方針、大統領、各大臣及び他の高官を批判している。

3.71 イラン・イスラム共和国放送（IRIB：Islamic Republic of Iran Broadcasting）は、全国及び州のテレビ放映サービスを行っているが、ラジオ放送サービスには、議会ネットワーク、ラジオ・コーラン（Radio Koran）及び多言語の外部サービスが含まれている。また、IRIBは、多言語の国際テレビ及びラジオサービス、24時間放送の英語及びフランス語の24時間放送ニュース及びドキュメンタリー・ネットワークであるプレスTV（Press TV）も提供している。国内には、およそ50の全国日刊新聞があり、このうち、最も広く販売され、影響力も広範に亘る新聞は保守的な編集という立場を忠実に維持している（ただし、最も売れている新聞はスポーツに重点を置いたものである）社会及び政治の各層に亘るイラン人は、ソーシャル・メディアの積極的かつ熱心な利用者である。インターネット・ワールド・スタツ（Internet World Stats）によると、2017年6月現在、5,670万人のイラン人（総人口の70パーセント）がインターネット利用者であった。当局は、好ましくない判断するウェブサイト（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ、フリッカーなど主要な国際的ソーシャル・メディア・サイトを含む）を日常的にブロックし、又はフィルターにかけている（ただし、複数の高官はこのようなウェブサイトの積極的な利用者である）。イラン人は、これらのブロックを迂回し、そのオンライン活動を匿名化するため、一般に仮想プライベート通信網（VPN：virtual private network）や他の手段を利用している。イラン人はソーシャル・メッセージング・サービスの熱心な利用者であるが、これらも頻繁にブロックされる。政府は2016年、独立型の国内イントラネットの創設を目指したプロジェクトである全国情報ネットワークの第1フェーズを完了したと発表した。このプロジェクトがどの程度まで進捗しているかは不明である。

3.72 イランからのテレビ・ラジオ放送は全て国営であり、公式イデオロギーを反映している。憲法第175条は、民間放送を禁じている。意見の多様性は、イランの国内メディア環境の中で存在しているが、支配体制内の特定の派閥間で行われる政治的討論という形態で現

れる。そのような討論は時として激しいものになる可能性があるが、あくまでも相対的に僅かな差異の間で行われ、(既述したような)「レッドライン」テーマを超えることはなく、確実にイスラム共和国を支える枠組み内に収まる。報道法はジャーナリストや出版者に対し、文化・イスラム指導省の管轄下にある報道監督局(PSB: Press Supervisory Board)から報道ライセンスを取得することを義務付けている。このライセンスは取得するのが難しく、PSBは支配体制に批判的だとみなされる報道に対する報復としてライセンスを剥奪することも多かった。そのような行動は、改革派を支持する内容を伝える報道機関を標的にする可能性がより高いが、保守的な立場を推進する報道機関に対しても行われた。たとえば、2016年6月、アフガニスタンのタリバン指導者が米国のドローン攻撃によりパキスタンで死亡する前に、イラン政府職員が彼と会談したと保守的なオンラインニュース・サイトが報じた後、PSBはそのニュース・サイトの閉鎖を命じた。同月、PSBは、改革派の新聞が刑務所の状態を批判するストーリーを載せた後、その新聞の閉鎖を命じた。同新聞は以前に、イラン領海内で米国人の船員を逮捕したIRGCの扱いを批判したストーリーを載せていた。同新聞は、2016年後半に発行を再開したと伝えられている。

3.73 裁判所は、「レッドライン」を越えたとみなされる個々のジャーナリスト(資料をオンラインで公表する人々を含む)に対して、頻繁に長期懲役刑を言い渡してきた。当局は報道法の下で利用できる条項を適用するのではなく、国家安全保障又は宗教に基づく犯罪に関係した法律に訴えることが多かった。この法律は、6~10年以上に及ぶ懲役刑を含め、より重い刑罰を認めている。このような事例の一つとして、2017年4月、市民ジャーナリスト3人は、「最高指導者を侮辱した嫌疑」、「イスラムで最も聖なるものを侮辱した嫌疑」及び反政府プロパガンダの嫌疑で有罪判決を受けた(3人の罪は同じではなく様々である)後、懲役12年の刑を科された。当局は、この3人がオンラインに投稿した内容により、2016年9月にこの3人を逮捕していた。裁判所は勾留されているジャーナリストに対して極めて高額な保釈金を設定することが多く、当局は表現の自由とジャーナリストの権利を訴えるジャーナリスト協会に強硬な姿勢を取ってきた。当局は2009年にイラン・ジャーナリスト協会(Association of Iranian Journalists)を閉鎖し、その活動の再開を認めることを拒否している。

3.74 当局は、政府に敵対的であるとみなすイラン国外からの衛星放送に敏感である。ファルシ語で伝える数十のテレビ・ラジオ局が海外からイランに放送されている。衛星装置を利用するのは違法であり、当局は定期的に取り締まり運動を展開して、家宅捜索を行い、衛星放送受信アンテナを没収し、衛星装置の所有者又は設置者に罰金を科した。しかしながら、多くのイラン人は引き続き衛星放送受信アンテナを所有し、禁止された放送を見ている。イラン国内には衛星放送受信アンテナが800万本あり、最大で総人口の85パーセントが衛星チャンネルにアクセスできると伝えられている。また、当局は、特にBBCペルシャ

(BBC Persian) を標的にして、テヘランや他の都市に住む視聴者向けの外国衛星シグナルを組織的に(しかし、包括的ではなく)妨害している。BBCペルシャなどのチャンネルは、VPNを利用し、インターネットを経由してアクセスすることもできる。国際的なメディア擁護団体の報告によると、イランの司法及び情報機関は海外に拠点を置くイラン人ジャーナリストに圧力をかけることで、国際的な報道機関のファルシ語部分に影響を及ぼそうとしてきた。この圧力は、威嚇するようなメッセージを送る若しくは殺害の脅しをかけることで、又はイラン国内にあるジャーナリストの資産を凍結し、現地で仕事を行えないようにすることで、又はイラン国内にいる家族に(治安職員と面談させるためにしばしば呼び出すことにより)嫌がらせ若しくは威嚇を加えることで、明白に示すことができる。

3.75 少数の国際的な報道機関と外国人ジャーナリストはイラン国内で活動する許可を得ている。外国メディアの職員は監視機関による綿密な監視と監督に晒されており、また、報道できるテーマと訪問できる地域に制限を課されている。政府は、以前に政府を批判していた外国人記者に対し、日常的にビザの発給を拒否している。また、当局は、イラン国内の外国報道機関に勤務するイラン人(二重国籍者を含む)を標的にしている。2016年1月、ワシントン・ポスト紙の特派員(及び二重国籍のイラン系米国人)が刑務所に18か月間(独房での50日間を含む)収監された後、受刑者交換の一環として釈放された。この特派員は2015年にスパイ容疑(この容疑は家族とポスト紙が否定していた)で有罪判決を受けていた。2016年2月、元 BBCペルシャ・サービス(BBC Persian Service)の記者(及び二重国籍のイラン系英国人)が特定されない嫌疑によりテヘランで逮捕された。この記者は以前に本人の仕事について繰り返し尋問されていた。報道によると、この記者はその後保釈されたことが示唆されているが、現在の法的地位については不明なままである。

3.76 当局は、選挙運動中や大規模な抗議行動が行われている間など特に政治的に微妙な時期には、伝統的メディアやオンライン・メディアを統制するための取り組みを強化してきた。2017年5月の大統領選に至るまでの間、治安職員は機先を制して改革派新聞に関係がある複数のジャーナリストを勾留した。また、当局は、テレグラム・メッセージング(Telegram messaging)アプリのチャンネル管理者を数人逮捕した他、報告されている173,000のテレグラム口座をブロックし、また、主にテレグラム利用者であるおよそ100人のインターネット利用者を逮捕した。さらに、当局は、2017~18年に抗議行動が行われている間(国家を批判する人々を参照)、テレグラムを標的にし、テレグラムと他の複数のアプリへのアクセスをブロックした他、およそ10人の市民ジャーナリストを逮捕した。2018年4月、政府は国家安全保障上の懸念からテレグラムを永久にブロックし、政府独自のメッセージング・サービスに差し替えると発表した。それにもかかわらず、VPNにアクセスできる利用者は、これらの制限措置を迂回することができる。抗議行動に関する国内報道機関の報道内容は、極めて偏向しており、かつ、否定的である。これは、政府の指示を受けて報道しているか

らであると伝えられている。

3.77 上述した「レッドライン」テーマを報道しようとするジャーナリストは、公的差別(逮捕、監視、嫌がらせ及び渡航禁止を含む可能性がある)に直面するリスクが高いとDFATは評価している。

女性

3.78 地域の基準で見れば、イランは女性の権利に関してかなり前進している。憲法は女性がイスラム革命の成功に果たした貢献を強調するとともに、イスラム基準に則り、全ての側面において女性の権利を保障するよう政府に義務付けている。女性は、身の安全、職場への参加及び女児の義務教育など多くの分野において相当な法的保護を享受している。イランは、「女性に対するあらゆる形態の差別に関する条約」(1981年)及びその選択議定書(2000年)の締約国ではないが、持続可能な開発のための2030アジェンダ(「目標5：ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」を含む)を実現することを固く決意している。ローハニ大統領は、ジェンダー平等を政府の重要な優先課題とみなしている。イランの12人の副大統領のうち、2人は女性である。ただし、女性閣僚はいない。国連特別報告官は2017年8月付報告書の中で、女性のエンパワーメントを前進させようとする政府の姿勢を歓迎した。2018年3月、テヘラン市議会(Tehran City Council)は、イランの画期的な女性の実績を称賛するため、市内に大きな掲示板を設置して彼女たちの写真とストーリーを紹介するキャンペーンを開始した。

3.79 政府は公式に男女平等を誓約しているものの、強硬なシャリーア解釈と保守的な文化的及び社会的基準により、女性がイラン社会に参加することができる範囲は依然として限定されている。監督者評議会の解釈によると、憲法は最高指導者若しくは大統領、専門家会議、監督者評議会若しくは公益評議会のメンバー及び特定の種類の裁判官として働くことを禁じている。監督者評議会は、2017年大統領選挙の候補者から女性を除外した。また、2017年の市町村議会の候補者のうち、女性はわずか6.3パーセントに過ぎなかった。

3.80 女性は、全面的に社会に参加するに当たって相当な障壁に直面している。女性は一般に、一人で旅行する際に男性の後見人から許可を得る必要があり、また、特により保守的な農村地域においては、一人で旅行することに対して相当な社会的嫌がらせに直面する。既婚女性は出国する際に夫から許可を得る必要がある(入出国手続きを参照)。民法第1117条に基づき、夫は妻が家族の利害又は夫自身若しくは妻の威厳と相容れないとみなされる職に就くことを禁止することができる。近年、イラン女性は離婚に関してこれまでよりも大きな権利を獲得したが、民法第1133条は依然として、男性は思いのままに離婚できるが、女性はそうすることができないと定めている。また、男性は一夫多妻制により2人までの終

生妻と結婚でき、「一時的」結婚であれば人数に制限なく結婚できるが、女性はそうすることができない。妻が「正当な理由」なく夫に従うことを拒絶すれば、その妻は扶養及び配偶者支援を受ける権利を含め、特定の権利を喪失する可能性がある。女性は、年齢の如何を問わず、男性の後見人から許可を得ずに結婚することができず、また、男性と異なり、イラン国籍を外国生まれの配偶者又は子どもに移転することができない。

3.81 法律は強姦に対して（死刑を含む）厳しい刑罰を規定しているが、婚姻内の強姦は犯罪と認めていない。同様に、国内対談者によるとイラン社会全体に亘って頻繁に発生するドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）を処罰する特定の法律はない。前国連特別報告官は2015年2月付報告書の中で、女性の66パーセントがドメスティック・バイオレンスを経験していることを確認した。虐待された女性のために国及びNGOの避難所は存在するものの、主要都市のみであり、資源も不十分であれば、あまり宣伝もされていない。また、こうした避難所は、女性と虐待する夫を和解させることを重要視する傾向がある。

3.82 1979年革命の直後から、宗教の如何を問わず、男女とも公の場では保守的な服装規定を遵守するよう義務付けられている。女性は公の場にいる間、顔と手（手首からの部分）と足（足首からの部分）を除き、全身を覆わなければならない。これは、実際面では、緩く全身を覆う衣類とヘッドスカーフを着用するものと解釈される。男性は「プライベートな部分」を覆うことだけを義務付けられている。ただし、社会的基準により、短パンではなく長ズボンを着用することが求められている。刑法第638条は、適切なヒジャーブ（女性用の適切なイスラム衣装を指す一般的な用語）を着用せずに人前に現れる女性は2日～2か月間収監される又は罰金 5万～50万リアル（AUD 2～20）を支払うものとするとして定めている。男性に関しては、これに類似する規則がない。これらの刑罰が科されるのは極めて稀である。現実には、不適切なヒジャーブを着用しているとして非難された女性は警察署まで連れて行かれ、そこで家族に無難なヒジャーブを持って来させるよう彼女に要請し、その後彼女は制裁を受けずに警察署から出ることができる可能性が高いとDFATは理解している。

3.83 これら服装規定の執行レベルは、時の経過とともに、また、地域により大きく異なる。執行は個々の治安当局の裁量に任されてきた。治安当局の中には、正規の法執行部隊よりも狂信的になる傾向があったバシジ（*Basij*）が含まれている。服装規定違反に関する検査はムハラム（*Muharram*）やラマダン（*Ramadan*）などの聖なる期間中に強化される。当局は服装規定遵守を徹底するため、定期的に取り締まり運動を開始した。たとえば、2016年、テヘラン警察は公衆道徳を監視し、服装規定を執行するため新たな私服警察部門を立ち上げ、7,000人の男女警官を配置する計画を発表した。また、2017年12月、同じテヘラン警察は、服装規定を満たしていない女性をもはや逮捕することはないと語ったにもか

かわらず、ほとんど間髪を入れずにこの発言を撤回した。

3.84 2017~18年に起きた抗議行動（国家を批判する人々を参照）の最中に、イラン人女性の間で反ヒジャーブ運動が弾みをつけた。この運動は、特に著しい数のフォロワーを獲得した複数のオンライン・プラットフォームを通じて、2018年まで勢いを保った。3月8日、国際女性デーを記念して特別な抗議行動を求めるオンラインでの呼びかけに応じて、女性の大集団が労働省（Ministry of Labor）前でデモを行った。私服及び制服警官が抗議集団を追い散らし、少なくとも84人を逮捕した。当局の対応は、反ヒジャーブ運動が初めて表面化して以来、目に見えて硬化してきた。当局は当初、公の場でヒジャーブを外す少数の女性を逮捕するのを躊躇っていたが、その後、2018年にはヒジャーブを外した活動家を100人以上逮捕した（3月8日に逮捕した女性を含む）。裁判所は反ヒジャーブ活動家2人に懲役刑の判決を言い渡した。1人は懲役24か月の刑で5年間の執行猶予が付き、実際は21か月の刑期となった（この判決は3月8日の抗議行動の前日に下された）。もう1人は懲役12か月で執行猶予は付かなかった。2人とも刑法第638条ではなく、人々に不道徳行為を犯すよう促す又は仕向けることを禁じる刑法第639条に基づき有罪判決を受けた。反ヒジャーブ活動家を逮捕し、訴追する際の当局の行動は、関係する特定の行動よりも政治的活動を抑制したいという思いに関係しているとDFATは評価している。

3.85 国内外のオブザーバーは、服装規定が男性よりも女性の方に多く適用されており、また、当局は服装規定違反に関して男性よりも女性の方を標的とする可能性が遥かに高いという点で意見が一致している。一部の男性は、服装を理由に - たとえば、「西洋スタイル」の髪型若しくは衣服スタイルをしている、又は目に見えるタトゥーをしている又は目に見える脱毛（眉毛の抜取り又はワックス除毛など）をしているために差別を受けたと主張していることをDFATは承知している。このような報告があるにもかかわらず、特にテヘランなど大都市では、街路で前記描写の全てに適合した若者を普通に見かける。服装規定に違反したとして男性が嫌がらせを受ける事件が起きている場合、特定の地域（特に主要都市郊外）に個々の治安当局が過剰な熱意を持って執行した結果である可能性が高いか、個人が別個の行動（特に政治的活動）で当局の注目を集めてしまったことを理由としている可能性が高いとDFATは評価している。服装規定が男性に課す制約は差別に相当しないとDFATは評価している。

3.86 当局は、女性の権利を推進する活動家を差別している。国連特別報告官は2017年8月付報告書の中で、市民権擁護団体が女性の権利を推進し、保護する能力は、女性人権活動家に対する身体的暴力及び言葉の暴力、司法制度を利用した嫌がらせ、勾留及び組織的中傷により損なわれてきた。同報告官は特に、2017年5月、複数の女性の権利活動家が「フェミニスト文献」を読み、頒布したとして4年以下の懲役刑を科されるとともに、その書店を

閉鎖されたと伝えた。

3.87 イランには、「名誉殺人」の横行に関して信頼できる統計はない。名誉殺人は、その行為により家族の名誉を傷つけたとみなされる（疑われる）家族メンバーに対する罰として親戚が犯す又は命じる殺人として定義される。そのような行為には、婚外性交、見合い結婚の拒絶、家族の承認を得ずに自らの配偶者を選択する行為、強姦の被害者となること、同性愛行為（性的指向及び性同一性を参照）又は自由な行動及び服装が含まれる可能性がある。国際人権監視団によると、名誉殺人はイランの最も外側に位置する州の多く、特に州のインフラが乏しく、部族の伝統が強固な地域で定着した現象となっている。名誉殺人は様々な社会階級や教育背景を持つあらゆる種類の家族内で起きる可能性があるが、名誉殺人が起きる可能性は教育、都市化及び社会サービスへのアクセス状況のレベルが上がるにしたがって減少していく傾向がある。文化的理由により、女性と女兒が被害者となる可能性が最も高い。刑法は特に名誉殺人を犯罪としておらず、（シャリーア原則に沿って）名誉殺人を犯した者への刑罰を軽くする旨定めている。たとえば、第630条は、妻と愛人が現行犯で逮捕された場合、その2人を殺害する夫の権利に関する規定を盛り込んでいる。また、第303条は、子どもを殺害した父親又は祖父に対して裁判官は「報復犯罪」に係る処罰を行ってはならない旨定めている。（フーズスターン州で起きたと伝えられている通り）当局が一部の加害者に長期懲役刑を科すことにより名誉殺人の現象を食い止めようとした場合、これらの処罰を回避するため、殺人を犯すために第三者を雇う方法を用いるなど新たな策略が直ちに生み出されてきた。名誉殺人の場合、被害者の家族の世帯主が処罰を要求する可能性は極めて低い。したがって、名誉殺人の加害者の大半は、短期間だけの刑期を務めるに過ぎないか、あるいは処罰を全く受けずに済む。

3.88 女性性器切除（FGM-C：Female genital mutilation / cutting）は、南部のホルモズガン州や西部のクルディスタン州、ケルマンシャー州及び西アゼルバイジャン州で行われている。FGMはスンニ派コミュニティで最も多く実践されている。刑法は、「女性性器の両側の切除又は除去」を含む切断行為を犯罪としている。FGM-Cは通常、伝統的な助産師により実践されている。

3.89 イラン女性の大半は、根強い社会的差別とジェンダーに基づく暴力の脅威に直面しているとDFATは評価している。法律、長期に亘る伝統的な価値及び男女の役割は依然として、職場及びコミュニティへの女性の参加を制限している。女性の権利を推進しようとする活動家は、逮捕、監視、嫌がらせ及び渡航禁止を含む可能性がある公的差別に直面するリスクが高い。

性的指向及び性同一性

3.90 刑法は、伝統的婚姻外にある全ての性的関係（異性愛者との関係を含む）を犯罪としている。刑法第2章は、男女両方を対象として同性愛関係を明示的に犯罪としている。男性の同性愛行為に対する刑罰や女性の同性愛行為に科されるものよりも重い。男性は挿入を伴う事案においては初犯で処刑される可能性があるが、女性は有罪判決を4度受けて初めて死刑を宣告される可能性があるだけである。刑法第234条は挿入を伴う男性対男性の性行為（ソドミー）において「能動的」パートナーと「受動的」パートナーを区別している。同条は全ての事案において受動的パートナーを処刑することを認めているが、積極的パートナーは既婚の場合、又は受動的パートナーを強姦した場合、又は受動的なイスラム教徒パートナーと挿入を伴う行為に従事した非イスラム教徒の場合にのみ、処刑される可能性がある。第237条は、キス又は「情欲の結果としての肌の触れ合い」といった挿入のない同性愛行為は鞭打ち刑を科され、これは男女ともに適用されると定めている。一方、第238条及び第239条は、女性同士の性行為を具体的に定義し、禁止しており、違反した場合は刑罰として鞭打ち刑を定めている。女性同士の性行為が関係する事案においては、積極的当事者と受動的当事者の区別又はイスラム教徒と非イスラム教徒の区別は一切ない。

3.91 死刑の項で記述している通り、イランは処刑に関して公式統計又は詳細情報を公表していないため、同性愛行為で何人が処刑されているのか、また、これらの同性愛行為は同意の上でのものだったのかどうかを推定することは困難である。多くのメディア報道は、同性愛行為に従事していた男性の処刑に関係している。DFATは、女性を対象とするこのような処刑を一切承知していない。しかしながら、多くの場合、メディアは、これらの行為が未成年者に対するものを含め、同意のない性的経験に関係していると報道してきた。刑法は強姦を別個の犯罪として認めていないため、問題はさらに複雑化している。刑法は異性愛及び同性愛強姦をそれぞれ姦淫及びソドミーの形態として取扱っている。この結果、同意の上での同性愛関係が法執行機関により発見された場合、受動的パートナーは強姦されたと主張する強いインセンティブを有している。なぜなら、受動的パートナーにとって、これが死刑を逃れるための唯一の方法だからである。また、実際に起きた男性対男性の強姦事件においては、訴えられた強姦犯が恰も性行為が同意の上であったかのように主張し、それが成功する可能性があることから、被害者は訴訟を提起するに当たって大きなリスクに晒される。状況によっては、ソドミー行為の受動的パートナーと見られて処刑される恐れがある。

3.92 2016年8月、19歳の男性が（刑法第234条で定義される）「強制ソドミー」の行為により有罪判決を受けた後に処刑された。この事件は彼がまだ年少者のときに起きたものだった。当局は、10代の少年（年齢は未公表）に性行為を強制したとして彼と他の2人の若者を告発する苦情書を受理した後、彼を逮捕した。処刑された男性は、性行為が合意の上のものだったと主張していた。紛れもなく合意の上の同性愛関係に従事していた成人の処刑

を伴う近年の事件に関して証拠を見出すのはより困難である。国際機関の報告によると、当局は同性愛者に対する大規模な訴追と重い処罰が引き起こす否定的な国際的反応を認識している。報道機関が観察したところによると、裁判所は同性愛関係事件において違反者に有罪判決を下す場合、大半の場合、死刑を科すことを避け、代わりに鞭打ち刑を命じる。

3.93 人権団体の主張によると、性犯罪で告発された個人はしばしば公正の原則に従わない略式裁判にかけられる。ソドミー事案を審査する裁判官は刑法が定める厳格な証拠ガイドラインを無視し、疑わしい調査手法を用い、採用すべきでない証拠に依存することが多い。有罪判決の根拠は、拷問と極度の心理的圧力を通じて得た自白に依存する場合が極めて多く、また、裁判所はソドミー罪の被告人に対し、無罪を証明する証拠が存在し、有罪につながる証拠を欠いているにもかかわらず、「裁判官の知識」のみに基づいて有罪判決を下してきている。性犯罪（同性愛関係を含む）に対する刑罰の重さは裁判所間で大きく異なるが、刑罰は大都市よりも小都市や周辺地域の方が重くなりがちである。これは、より保守的な価値観がこれらの地域で広く行き渡っているからである。

3.94 国際機関の報告によると、当局の主要な関心事項は社会秩序の維持である。同性愛関係の訴追が起きる場合、これらの訴訟は一般に、世間の注目を集めるようになるもので当局が社会秩序に脅威を及ぼすと考える活動又は行動に関係している。同性愛に関係する逮捕の大半は、個人住宅でのパーティーに関係して起きると伝えられており、これらの事案の場合、当局は当初、違法なアルコール消費、服装規定違反及び「放蕩」を理由に逮捕を正当化することが多い。

3.95 同性愛に対しては強い社会的タブー（禁忌）が存在する。国際的なLGBTI（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス）のNGOは、多くの若いゲイ男性が家族、聖職者、学校指導者及びコミュニティ指導者から嫌がらせや虐待を受けていると報告している。当局は同性愛の疑いがある個人を大学から追放したと伝えられている。アヤトラ・ホメイニ師時代から同性愛者や同性愛慣行を非難する公的な発言は減少したものの、高官（アヤトラ・ホメイニ師を含む）は同性愛に関して軽蔑的な声明を出し続けている。LGBTIの人々は、国家職員から保護を得る可能性が低く、治安部隊の目に留まるようなことになれば、嫌がらせ、虐待又は逮捕に直面する可能性がある。兵役拒否者の項で記述している通り、（プライバシーに踏み込むような身体検査により）同性愛性又はトランスジェンダー性が立証された男性は、兵役を免除され、軍事カードに「精神障害者」と記入される。これにより、この男性は後に求職する際、困難に直面する恐れがある。ゲイもレズビアンも異性愛結婚をし、子どもを作るという社会的圧力を相当受ける可能性がある。政府はLGBTI問題に関する資料を全て検閲している（ウェブサイト又はこのような問題を論じているサイト内のコンテンツのブロックを含む）。NGOは公然と

LGBTI問題に取り組むことができない。

3.96 国際監視団の報告によると、公にはその性的指向を明かさず、目立つ行動を控えている同性愛者及び両性愛者は、特により大きな匿名性を提供する大都市において、社会内で自由に移動することができる。イランにおいて同性の人々が一緒に生活することは珍しくなく、これは必ずしも同性愛に関係しているわけではない。過去10年間でソーシャル・メディアが普及したことで、デーティングなどの活動は現在、定評のある「発展場」（ゲイが頻繁に訪問する場所で、性行為が行われる可能性がある）ではなく、主にチャット・ルームやデーティング・サイトで行われている。ただし、発展場も依然として存在している。情報機関は個人の行動を監視する能力を有しているものの、人権監視団は、治安機関が同性愛行為に従事しているというだけの理由で個人を特定又は処罰しようとすることはまずないと報告している。

3.97 性行為に関する刑法の刑罰はレズビアンの方がゲイよりも重くないものの、人権監視団の報告によると、レズビアンの社会的及び経済的状況はゲイよりも制限的である。レズビアンである前にイラン社会における女性という立場で既にレズビアンに課されている制限は、その性的指向を理由としてレズビアンが直面する差別により増幅されている。レズビアンが資金面で独立し、社会で生き残っていく力は、特に家族に対しその性同一性を抑制又は隠蔽する能力にかかっている。男性親族によるレズビアンの「名誉殺人」は、鞭打ちやその他の身体的及び心理的虐待と同様に起きると伝えられている（女性を参照）。大半の場合、レズビアンは家族に見捨てられているということがわかる。こうした状況を背景として、レズビアンは生き残るために売春の世界へ入って行かざるを得なくなる可能性がある。これにより、レズビアンはさらに虐待、嫌がらせ及び逮捕の可能性に晒されやすくなる。

3.98 アヤトラ・ホメイニ師が性転換症はイスラムの教えに違反していないと宣言するファトワを出した1987年以来、イランはトランスジェンダーの人々を認めている。当局は性転換症を医学的解決策が利用できる疾患とみなしており、ホルモン治療と性転換手術（SRS : sexual reassignment surgery）を認めている。政府は、これらの治療を受けるための資金支援を行っており、保険会社にSRSの費用を保険対象とすることを義務付けている。司法精神医学局（Department of Forensic Psychiatry）は、心理学者又は精神科医から紹介を受けた後、対象者がそのような治療を受ける資格があるかどうかを判断する。SRSが終了し、その法的書類（身分証明書、出生証明書及びパスポートを含む）が調整された後に初めて、対象者は反対の性に従った衣服を着て、この新しい性向けに確保されたスペースへ移ることを法的に認められる。当局は一般に、異性の衣類を着用することを認めていない。なぜなら、男性又は女性が反対の性の衣類を着用する行為は、社会秩序を乱すことになる伝

えられているからである。しかしながら、個人が性別違和感に悩まされていると診断され、SRSを受けることに同意した後であれば、地元当局はこの個人が実際の手術を受ける前に反対の性の衣服を着用して公の場に姿を見せるのを認める許可証をこの個人に発行することができる。トランスジェンダーの人々は手術を受けた後、トランスジェンダーであることに関係する烙印のため、慎重な姿勢を維持し、その過去について発言しないよう助言されている。

3.99 イランで行われているSRSの件数に関して信頼できる情報は入手することができない。2014年のBBC報道では、ある医師の発言が引用されていた。この医師は毎年1人ですのような手術を200件以上行ったと主張していた。人権活動家とNGOは、当局と家族がゲイとレズビアン及び他の性不一致者に対し、その性的指向又は性同一性の曖昧性がもたらす法的及び社会的結果を避けるため、SRSを受けるよう圧力をかけていると報告している。また、監視団も、国際的な臨床基準に達しておらず、長期に亘る合併症を招いている手術に関する報告を例に挙げて、SRSを提供する医療機関の質に関して懸念を提起している。失敗した手術に耐えている人々が利用できる法的救済策はほとんどない。政府が資金支援を行っているにもかかわらず、SRSとホルモン治療の費用は依然として多くの人々の資力を超えている。SRSを受けない人々はしばしば家族から見捨てられ、その多くは生き残るために売春の道を選ぶ。SRSを受けず、挿入を含む売春に従事しているトランスジェンダーの女性は、さらに虐待や嫌がらせに晒されやすい状態に置かれた上、男性とみなされていることから同性愛者として逮捕及び訴追されるリスクに直面している。

3.100 LGBTIの人々は、コミュニティ及び職場への参加を制限する性的特徴とジェンダーに関して伝統的な見方が継続しているため、社会的差別に直面するリスクが高いとDFATは評価している。男女いずれにせよ、注目度の高い又は非常に目立つLGBTIの人々は、家族内での暴力を含め、公衆又は当局から暴力を受けるリスクが高い。処刑がどのくらいの頻度で、また、どのような状況で起きているかについては不透明であるものの、合意の上の同性愛行為に死刑を適用する法律条項は、そのような行為に従事する人々に重大なリスクをもたらしている。

兵役拒否者

3.101 憲法第151条は、市民が国の防衛に従事できるよう図るため、全市民を対象とした軍事訓練プログラムを提供することを政府に義務付けている。18歳を超える男性には兵役を務める義務があり、兵役の大半は様々な持ち場で18~24か月間の勤務をして終了する。兵役に代わるものは存在しておらず、政府は良心的兵役拒否を認めていない。兵役を巡る状況はしばしば劣悪であり、低給料、劣悪な生活環境、栄養不良、及び上官から頻繁に加えられる身体的及び心理的虐待が全て、低い士気の原因となっている。しかしながら、兵役

状況は個々の配置及び環境によって大きく異なる可能性がある。

3.102 憲法第144条は、軍はイスラム的でなければならず、イスラムの理想に全身全霊を傾けなければならず、イスラム革命の目標の達成に身を投じる者を募集しなければならない、と規定している。法律は宗教的所属に基づく兵役免除を定めていない。法律は非イスラム教徒が軍においてイスラム教徒を監督する権限を有する職位に就くことを禁じているため、宗教的少数派のメンバーがその強制的な兵役を経てさらに軍隊経歴を積み重ねることができない(ただし、軍には複数のスンニ派将校がいるとDFATは理解している)。英国内務省は、兵士が兵役を務める間、その信条のために嫌がらせや虐待を加えられたという報告を引用している。このような行為によって、兵士が自殺又は自傷する事態に至る事例もあった。

3.103 当局は、複数の理由で個人の兵役を免除することができる。この中には、医学的な理由、家族の一人息子であるという理由、高齢の両親を抱えているという理由、兄弟が兵役を現在務めているという理由などが含まれる。同性愛指向又はトランスジェンダーとしての指定は、免除の正当な理由となる医学的及び心理的条件とみなされる。その性的指向のために兵役を解かれた人々は、解雇の理由を示す特別な免除カードを受け取る。この解雇理由が後の差別の根拠となる可能性がある(性的指向及び性同一性を参照)。

3.104 裕福な家族は、不在罰金を支払うことで息子の兵役免除を購入することができる。この慣行は一般的である。2016年6月、軍の首席徴兵担当官は地元新聞に対し、前月だけで1万人以上が不在罰金を支払うための申請を行ったと語った。罰金額は教育レベルによって異なると伝えられており、高等教育を受けた人々は受けていない人々よりも高い罰金を支払わなければならない。英国内務省の2016年6月付報告書によると、不在罰金はおよそ6,500米ドルから始まり、13,000米ドル以上にまで至る可能性がある。

3.105 兵役忌避者は訴追される。軍から脱走した者は、40歳未満であれば、帰還時に兵役を完了しなければならない。平時に最長1年間又は戦時に最長2か月間兵役を忌避すれば、義務付けられる総兵役期間に3~6か月間が追加される可能性がある。平時に1年間以上又は戦時に2か月間以上兵役を忌避すれば、刑事訴追を受ける可能性がある。兵役忌避者は、社会的便益と市民権(政府職又は高等教育へのアクセス又は事業を立ち上げる権利を含む)を失う可能性がある。また、政府は兵役忌避者に運転免許証を交付するのを拒絶し、そのパスポートを取消し、又は兵役忌避者が特別な許可なく出国するのを禁止することができる。イラン当局は、定期的に兵役忌避者を厳しく取り締まっている。2016年6月、軍の首席徴兵担当官は、当局が兵役を忌避しようとしたものを特定し逮捕するプロセスを強化すると公表した。兵役を忌避したいと切望する気持ちは10代の息子を持つ中流階級の出国に関

する重要な動機付け要因であるとDFATは理解している。

3.106 大半の（しかし、決して全てではない）イラン人男性は兵役を務めることになる
DFATは評価している。兵役の免除を受けることは可能であるが、個人及び社会経済的
状況に依存するところが大きい。宗教的少数派が兵役を務める間にその宗教的信条を理由に
嫌がらせに直面するリスクは中程度である。兵役を忌避しようとするものは、逮捕され、
様々な社会的便益と市民権の利用（出国する権利が含まれる場合もある）を制限される可
能性が高い。

4. 補完的形態の保護を求める申請

生命の恣意的な剥奪

超法規的殺害

4.1 イラン共和国時代における超法規的殺害の最も重大な事件は1988年に起きた。この年、
アヤトラ・ホメイニ師が出したファトワを受けて当局がおよそ5,000人の政治犯を処刑した。
処刑された人々の大半（少なくとも3,000人）はMeK（政治亡組織を参照）のメンバーであ
ったが、それ以外に、知識人、学生、左翼の者、他の野党党员、民族的及び宗教的少数派
が含まれていた。殺害された人々の多くは新聞やリーフレットの頒布、デモへの参加又は
受刑者の家族のための資金集めといった非暴力的な犯罪で判決を言い渡されていた。一部の
人々は既に刑期を終えていたが、「悔い改める」ことを拒絶したために釈放されていなか
った。今日まで、この超法規的殺害に関して、捜査され、法の裁きを受けた政府職員は誰
もいない。加害者の疑いがある職員の中には、引き続き公職又はその他影響力のある職位
（司法部門内を含む）に就いている者もいる。

4.2 スンニ派が大きな人口を占める州の住民から、治安機関がこれらの地域で超法規的殺
害を行っているという報告が定期的に行われている（スンニ派イスラム教徒を参照）。DFAT
は、これらの事案の具体的内容について詳細な情報を有していない。

強制的又は非自発的失踪

4.3 国連強制的又は非自発的失踪に関する作業部会（UN Working Group on Enforced or
Involuntary Disappearances）は、2017年7月付報告書の中で、エビン刑務所（Evin Prison）
で勾留された後を含め、イランの刑務所制度内で被収監者が失踪したという訴えがあるこ
とに関して懸念を表明した。また、同作業部会は、強制失踪の事案を報告していた人々、
又は失踪した親戚に関する真実を知り、その親戚のために裁判を求めるため積極的に運動
してきた人々に対して嫌がらせや威嚇が加えられたという訴えがあることに関して不安
を示した。同作業部会は、強制的失踪で未解決となっている528件の事案を報告した。政
府は2004年に同作業部会が視察することに同意したものの、視察を繰り返し遅延させてお

り、視察は未だに行われていない。

勾留中の死亡

4.4 イランは、勾留中の死亡に関して公式統計を公表していない。メディアとNGOは、拷問又は適切な医療の利用の拒否に起因して発生した勾留中の死亡に関して時折報告している。2016年6月に起きたそのような事案では、被勾留者がテヘラン警察署で受けたと家族が主張する怪我が原因で勾留中に死亡した。独立した調査が行われたという報告は行われなかった。人権活動家によると、2017~18年に起きた抗議行動の後、デモ参加者がエビン刑務所に勾留されている間に少なくとも3人死亡した。また、2018年2月、著名な環境保護主義者が、論争的となっている状況下で、テヘランの刑務所に収監されている間に死亡した（市民社会活動家/人権擁護者を参照）。ローハニ大統領は、当局が当初自殺と判断したこの4人の死亡原因を調査するための委員会を設置するよう命じた。2009年の大統領選挙後に行われた「緑の運動」と呼ばれるデモ行動の最中、人数は公表されていないが複数の抗議参加者が勾留中に死亡した。DFATは、これらの死亡に関する調査について一切承知していない。

死刑

4.5 イランは、実際の人数及び国民一人当たり人数の両方において、世界で最も高い比率の国の一つとして死刑を執行している。死刑は薬物関連犯罪、殺人、強姦、治安関連犯罪及び「道徳犯罪」（姦淫、冒瀆及び同性愛を含む）など多くの犯罪に適用される。イランは、処刑に関する統計を公表していないため、正確な数値を得るのは困難である。しかしながら、NGOと外交官の推定によると、処刑数は過去10年間、毎年500~700件で推移している。絞首刑が一般的な処刑法であるが、刑法は石打ちによる死刑も認めている。イラン政府によると、石打ち刑については2008年以降、司法モラトリアム（一時停止措置）が講じられている。現在、大半の処刑は刑務所内で行われているが、メディアは公の場で執行される処刑を報道することがある。世界の中で未成年者に死刑を宣告する国はごく少数であるが、イランはその一国である。メディアは近年、15歳でしかない未成年者が死刑判決を受けた事案を報道した。しかしながら、裁判所は通常、犯罪者が18歳になるまで死刑の執行を延期し、時に死刑を有期懲役まで減刑することもある。

4.6 処刑のおよそ60パーセントは薬物関連犯罪に対するものであり、その他は大半が殺人又は強姦に関係している。ごく少数の処刑は治安関連犯罪に関係している。メディアは時折、姦淫、背教及び冒瀆の罪に対する死刑を報道するものの、近年はこれらの犯罪で死刑が執行されることがほとんどない。同性愛に関する処刑は現在、極めて稀であり、通常は強姦など他の重大な有罪判決を伴う（性的指向及び性同一性も参照）。イランで処刑された者は圧倒的にイラン人が多いが、アフガニスタン人も重要な少数派を占める。処刑され

た者の中には、ごく少数（わずか2パーセント）であるが女性もいる。

4.7 国内では、死刑に対する反対の声が大きい。複数の集団や個人が死刑の問題に関して、インターネットやソーシャル・メディアでのキャンペーンを通じるなど積極的に運動を展開している。運動は、殺人被害者家族に加害者を容赦するよう説得し、加害者が処刑を免れることができるようにすることに集中し、また、自らの力では要求額を工面できない被告人に代わって殺人被害者に支払うべき「賠償金」を調達することに集中している。近年、家族の許しを得る事案数が大幅に増えていることから、これらの運動は一定の成功を収めているように見える。イラン制度はこれらの運動をシャリーアに沿ったものであると見ており、概してこの動きを奨励している。（司法部門の一機関である）人権高等裁判所（High Council for Human Rights）自体が、「賠償金」の資金集めを組織している。しかしながら、当局は死刑を廃絶させようとする活動家の取り組みを妨げてきた。LEGAM（死刑の漸進的廃絶（Gradual Elimination of the Death Penalty）を意味するペルシャ語の頭字語）の活動家数人は、当局が反イスラムを推進し、及び反政府メッセージを送っていると認識する活動を行っていることを理由に収監されている。

4.8 イランは、国内で重大かつ広範な社会問題を引き起こし、コミュニティからの厳しい批判を招いている違法薬物が関係する問題に対し、保守的で、法と秩序を中心とするアプローチを取っている（保健を参照）。しかしながら、2018年1月、司法は薬物関連犯罪に関して、判決の検証が終了するまでの間死刑執行を停止するという議会の改正案を確認し、死刑に関して議会が設定した新たな条件を満たしていない死刑判決を無効にすることを裁判官に義務付けた。この新条件の対象になる犯罪者には、薬物関連活動に子どもを利用した者、以前に薬物関連犯罪で有罪判決を受けた者、（以前の基準値よりも遥かに高く設定された基準値に基づき）大量の薬物を取扱っている者、及び武装しつつ大量の密輸活動に関与している者が含まれる。この新たな規則により、死刑宣告を受けた者のうち、5,000人以上が有期懲役へ減刑される可能性がある。しかしながら、この規則が長期間に亘って執行されるかどうかを確認するのは時期尚早である。

拷問

4.9 イランは、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）」の締約国ではない。しかしながら、憲法第38条は、形態の如何を問わず自白を引き出す又は情報を入手する目的で拷問を利用することを禁じている。また、2013年刑法第169条は、強制、力、拷問又は精神的・身体的虐待により得た自白には如何なる有効性も重みも与えられないものとする、と定めている。

4.10 このような法的保護があるにもかかわらず、人権団体の報告によると、イランの拘留所では、特に尋問中に自白を強要するための手段として、被拘留者に対する拷問や他の虐待が依然として一般的に行われている。また、国際情報筋の報告によると、一般的に報告されている拷問や虐待の方法には、独房での長期収監、処刑又は強姦の脅し、強制的な処女性検査、性的侮辱、睡眠剥奪、電気ショック、火傷、圧力がかかる姿勢の利用、過酷かつ反復的な鞭打ち、医療行為の拒否が含まれる。

4.11 2013年刑法は、拷問の下で得た自白を証拠として認めることを禁じているものの、裁判官や検察官が拷問の訴えを調査し、自白が自発的なものであることを確認するための手続きを定めていない。人権団体は、当局が組織的に拷問や他の虐待の訴えを調査しておらず、更なる拷問や長期懲役刑に晒すと苦情申立人を脅すこともあると報告している。アムネスティ・インターナショナルの報告によると、当局が引き続き拷問の下で得た自白を被告人に不利な証拠とすることを認めている。当局は、2016年6月にテヘラン警察署内で拷問を加えられている間に被ったと家族が主張する怪我が原因で死亡した被拘留者の事案について独立した調査を実施しなかった（勾留中の死亡を参照）。

残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰

4.12 憲法第39条は、被拘留者の威厳と評判を侮辱する行為を全て禁じている。しかしながら、2013年刑法は、様々な犯罪に対して、鞭打ち（体刑を参照）、切断、目隠しを含む体刑の利用を定めている。司法は、切断や目隠しが拷問に相当するという概念を一貫して拒絶しており、これらの体刑はシャリーアの下で認められており、犯罪活動の有効な抑止力になっていると主張している。

4.13 人権機関によると、このような体刑は一般的でないものの、引き続き行われている。人権団体は、2016/17年に体刑が行われた複数の事案を報告した。

- 2016年4月、マシュハド中央刑務所（Mashhad Central Prison）当局は、武装強盗で有罪判決を受けた男の右手の4本の指と左足の指を切断した。

- 2016年5月、同じ当局が強盗で有罪判決を受けた別の男の指を切断した。

- 2016年11月、2009年にテヘランで酸攻撃により4歳の女兒を失明させた男に対する報復措置として、この男は強制的に両目を失明させられた。

- 2016年12月、オルミーエ中央刑務所（Urumieh Central Prison）当局は、武装強盗で有罪判決を受けた2人の兄弟の右手から4本の指を切断した。国連特別報告官は、国連人権理事会に提出した2017年3月付報告書の中で、70人の受刑者が強制的に切断行為を見せられとされていると報告した（政府はこの主張を否定している）。

- 2017年9月、ゴム中央刑務所（Qom Central Prison）当局は、窃盗で告発された3人の受刑者の手を切断した。

恣意的な逮捕及び勾留

4.14 憲法第32条は、命令により及び法的手続きに従って行われる場合を除き、何人も逮捕することはできないと定めている。当局は、逮捕される者に対し、遅滞なく書面で罪状を伝えるとともに、逮捕から24時間以内に管轄権を有する司法当局へ暫定的な文書を提出しなければならない。第36条は、管轄権を有する裁判所のみが判決を下し、執行することができ、またその手続きは法に従って進められなければならないと定める一方、第37条は、推定無罪を保証している。

4.15 このような憲法による保護があるにもかかわらず、多くの機関の報告によると、当局は認識された様々な人物（民族、宗教、労働及び市民権に関する活動家を含む）の反政府活動を阻止するため、恣意的な逮捕を一般に利用している。逮捕された個人は、起訴されないまま拘置所で長期間収監されたままでいることが多く、当局は時折、そのような被勾留者がその所在地を他者に知らせるのを数日間禁止している。当局は勾留している間、弁護士が被勾留者と接見するのをしばしば拒絶する他、保釈された個人又は裁判を待つ個人に渡航制限を課している。国営テレビは、正式に起訴する前に犯罪を説明したドキュメンタリーを放映することが多い。

4.16 2016年、国連恣意的勾留に関する作業部会（UN Working Group on Arbitrary Detention）は二重国籍又は居所を持った市民の恣意的勾留を伴う新たなパターンを認識した。国連特別報告官は、2017年8月付報告書の中で、このパターンが2017年上期を通じて継続されたと主張した。同報告官は、イランが二重国籍を認めていないため、外国市民は勾留されている間に領事館と連絡を取る機会を剥奪されていると語り、以下に掲げる事項を含め、懸念を生じさせるような複数の事案に焦点を当てた。

- 80歳のイラン系米国人（元UNICEF職員）は、収監されている息子を釈放させようとした後、2016年10月に国家安全危害罪で懲役10年の刑を宣告された。

- イラン系英国人のプロジェクト・マネージャー（女性）は、裁判にかけられた後、「秘密漏洩罪」で懲役5年の刑を言い渡された。この裁判で、彼女の弁護士は弁護を行うのにわずか5分しか与えられなかった。

- 2011年5月に逮捕された77歳のイラン系英国人の勾留が長引いており、罪状を知らされないうまま18か月間以上独房に収監されている。

- イラン国籍でスウェーデンに居所がある人物が2016年4月に逮捕された。この人物の取扱には、外部との連絡を絶たれた状態での勾留、弁護士との面談の拒絶、陳述書に署名させるために感情的及び心理的圧力をかけた疑い及び死刑が含まれる。

体刑

4.17 イラン法は、複数の犯罪に対して体刑を定めている（残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を参照）。2013年刑法の下で、149の犯罪に鞭打ち刑を科している。これらの犯罪は、性行為、虚偽の告発、アルコール類の消費及び身体傷害に関係している。鞭打ち刑は、男性と女性の間で、また、犯罪の種類により、異なる扱いをしている。一般に、男性は裸の身体に鞭を打たれる（顔、手及び性器を除く）が、女性は着衣のまま鞭を打たれる。鞭打ちの場合には、少なくとも3人の証人が立ち会わなければならない。

4.18 人権団体は、2016/17年に行われた注目度の高い鞭打ち刑の事案を複数報告した。

- 2016年4月、エスファハーン州ゴルパーイエガン（Golpayegan）の検察官は、「違法な」関係を持ったとして有罪判決を受けた男女にそれぞれ100回の鞭打ち刑が言い渡されたと発表した。

- 2016年5月、ガズヴィーン（Qazvin）州の検察官は、当局が卒業パーティーでダンスをし、交わりを持ち、一緒にアルコール類を消費した罪で35人の若い男女を逮捕したと発表した。この35人は逮捕されてから24時間以内に「公共の秩序を乱し、貞潔とは相容れない」行為に従事した罪で有罪判決を受け、当局は同日に開かれた特別裁判所の審理の場で宣告された99回の鞭打ち刑を執行した。

- 2016年6月、西アゼルバイジャン州当局は、2014年に金鉱での雇用条件と解雇に抗議した鉱山労働者17人に対し30~100回の鞭打ち刑を実施した。また、同月、ヤズド州の刑事裁判所は、鉱山労働者9人に30~50回の鞭打ち刑を宣告した。

- 2016年7月、サベ（Saveh）の控訴裁判所は、ジャーナリストとブロガーに対し、著作物を通じて「虚偽の情報を公表し」、「公衆の心に不安を掻き立てた」罪で、459回の鞭打ち刑を宣告した。

- 2016年11月、当局は著名なクルド人の映画製作者に対し、「姦淫には及ばないが、反道徳的な関係」を持った罪で、223回の鞭打ちを受けるよう命じた。この映画製作者は、当局が政治をテーマとしているドキュメンタリーの件で彼を捜査している間に、彼のコンピュータ上で発見した音楽ビデオクリップに関連して、2015年10月に懲役6年の刑を宣告されていた（後に懲役1年まで減刑された）。鞭打ち刑が科される罪は後で追加された。

- 2017年1月、ナジャファバド（Najafabad）の記者は、ナジャファバド警察が押収した学生所有のオートバイの数を不正確に報道したとして、未公表の回数鞭打ちを受けた。

4.19 2013年刑法第158条は、子どもに体罰を与える両親及び後見人の権利を明示的に定めている。「ただし、講じる措置は宗教及び慣習の範囲内に入ることを条件としている。」2000年8月に教育高等評議会（Higher Council of Education）が承認した学校行政命令（Schools Executive Directive）は、学校で体罰を用ないよう助言している。体罰は青少年矯正施設で禁止されている。

5. その他の検討事項

国家の保護

5.1 治安部隊は、イラン人の生活の多くの側面においてよく見かけられる。警察、治安部隊及び情報機関の広範なネットワークが国内のほとんど全ての分野において効果的な統制を行っている。様々な治安機関間の権限系統は不鮮明になることがあり、責任は重複、競合し、指揮統制構造は時に不明瞭になる。一般のイラン人にとって、治安部隊との接触は予測不能であり、その時々で支配的な政治環境と個々の人格により影響を受ける可能性がある。個人が治安部隊による人権侵害と不適切な取扱いに関する苦情を登録することができるよう複数の事務所が存在し、司法部門はこれらの事案を訴追する責任を負っている。DFATは、IRGC又はバシジに関して苦情受付事務所が存在するかどうか確認することができない。一般の人々からいずれかの治安機関の法執行職員に対して申し立てられた苦情が訴追につながる可能性は低いとDFATは評価している。

イスラム革命防衛隊 (IRGC)

5.2 イラン革命防衛隊 (IRGC : Islamic Revolutionary Guards Corps) は、イランで最も強力な治安及び軍事機関であり、イスラム共和国の保護と存続に責任を負う。1979年にイラン革命が起こった後、アヤトラ・ホメイニ師はベラーヤエ・ファギーフ (政治制度を参照) により支配されるイスラム国という同師の概念を実行に移すため、IRGCを設置した。IRGCは、ホメイニ師の構想に対する当初の反対運動を抑圧する際、及び1980年のイラク侵攻を撃退する際に重要な役割を果たした。それ以来、IRGCは伝統的な軍の名声を失墜させ、国内の卓越した対内的及び対外的治安部隊として機能してきた。IRGCは、名目上は一般幕僚共同参謀総長 (joint Armed Forces Chief of the General Staff) の指揮下に通常入るものの、陣容が充実し、独立した陸、海、空の部隊を運営し (軍も参照)、また、政治活動家に対するものを含め、国内情報活動を行う強力な情報機関を有している。IRGCは、独自の拘置所を維持している。IRGCは 2009年の「緑の運動」デモ行動を鎮圧する際に極めて重要な役割を担ったが、2017~18年の抗議行動を抑圧する際にはそれほど際立った機能を果たさなかった。

5.3 また、IRGCは長い時間をかけて代表的な経済的及び政治的当事者に変容していった。IRGCとその関連企業は、エネルギー、建設、電気通信、銀行及び金融を含め、イラン経済の様々なセクターに深く関与している。IRGCは、治安及び経済分野における力に加え、政治的決定に関して重大な影響力を有している。IRGCの総力は最大で15万人と推定されており、これが、陸、海、空の部隊に分けられている。陸軍は最大勢力であり10万~12万5千人、海軍は最大で2万人、空軍は最大で2万人、この他、エリート部隊であるコッズ部隊 (Quds Force) が最大で5千人とそれぞれ推定されている。国際監視団によると、IRGCの首脳部は、保守派と政治改革に強く反対する強硬派「原則主義者」で構成されている。しかしながら、

IRGCの兵卒は、全体としてイランの社会と政治を反映しており、改革派の多くのメンバーを含んでいる。

バシジ人民動員軍 (Basij Resistance Force)

5.4 バシジ人民動員軍(「バシジ」)は、IRGCの指揮下で活動する自発的な民兵組織である。イラン革命の直後に設置されたバシジは、その任務に国内治安、法執行、特別な宗教的又は政治的出来事の警備及び道徳監視活動が含まれる補助部隊である。イランのほとんど全ての都市と町にバシジの支所がある。バシジは複数の部門と3つの武装部門がある。アーシュラー・アルザフラー旅団(Ashoura and Al-Zahra Brigades)は緊急事態発生時に近隣地区を防衛する任務を担う治安・緊急対応部門であり、イマーム・ホセイン旅団(Imam Hossein Brigades)はIRGCの地上部隊と緊密に連携する退役軍人で構成され、イマーム・アリ旅団(Imam Ali Brigades)は治安への脅威に対処する。また、バシジは、特殊な機能を有する複数の部門も有している。米国平和研究所(United States Institute of Peace)によると、こうした特殊部門はそれぞれ、非政府機関(NGO)とNGOが国家に与えると認識される脅威の対抗勢力として機能する。たとえば、労働バシジは、労働の団体、組合及びシンジケートに対してカウンターパートを提供し、学生バシジは独立した学生組織のバランスを取っている。

5.5 バシジの総数に関する推定値は情報筋によって大きく異なる。2009年、IRGCの司令官はバシジが1,120万人の隊員を擁していると主張した。しかしながら、米国シンクタンクが2005年に実施した調査では、常勤で、制服組で、活動中の隊員が9万人、他に予備兵として30万人、必要な時に動員することができる隊員がおよそ100万人としている。バシジの隊員には男女両方と様々な年齢の者が含まれるが、大半は高校生の年齢から30代半ばの者である。バシジの隊員になれば、大学、政府職へのアクセスなどの特権や他の優遇措置を受けられる。地元のモスクは志願者に関する背景情報を提供する他、近隣地区のためにバシジ本部として機能する。正規の有給職位の場合、志願者はバシジの州本部に申請しなければならない。

5.6 国家は、2009年の「緑の運動」デモの間を含め、反政府抗議行動を抑圧するためにバシジを時折動員してきた。バシジの隊員は、イランの他の治安部隊ほど正式な訓練を受けていないことが多い。国際情報筋は、バシジがしばしば上官から正式な指導又は監督を受けずに、政治的な反対分子を抑圧し、又はイランの厳格な道徳規範に違反した市民を威嚇したと報告している。バシジに対しては公衆の相当な怒りが存在するものの、この怒りの度合いは場所によって異なる可能性があるとしてDFATは評価している。

軍

5.7 イランの在来軍は総数においてはIRGCと比べて遥かに多いものの、イランの対内的及び対外的防衛力を提供するという点においてはIRGCに主役の座を譲り、二次的な役割しか果たしていない（イラン革命防衛隊（IRGC）も参照）。イラン軍は、陸軍（下士官13万人と徴集兵22万人から成る）、海軍（1万8千人）及び空軍（2万5千～3万5千人）で構成される。また、35万人の予備兵を擁している他、理論的には最大で100万人以上のバシジ部隊を動員することができる。これと比較して、IRGC部隊の総数はおよそ12万5千人である。在来軍の大半の隊員は十分な訓練を受けていない徴集兵であり、劣悪な勤務環境に耐えている（兵役拒否者を参照）。国際的アナリストは、イランの在来の軍事をイラン・イラク戦争以来、動員力が限定された比較的弱体化したレベルにあると形容している。

警察

5.8 法執行部隊は、制服を着用したイランの国家警察部隊（「警察」）であり、内務省の管轄下で活動している。警察の正確な規模は不明である。警察は、複数の特化部門で構成されている。この中には、交通、サイバー、予防、情報及び公安、麻薬防止、入国及びパスポート、外交、犯罪捜査、国境警備の指揮に係る部門及び特別部隊が含まれる（が、これらに限定されない）。特別部隊は、暴動の抑圧、反テロリスト活動、都市防衛及び人質状況の解決の任務を担う。

5.9 国際監視団は、汚職が警察組織内でまん延しており、法執行全体に利益誘導主義と縁故主義が浸透していることで意見が一致している。プロ意識は警察の部門間で異なるが、警察は一般に極めて非効率に運営されている。法務長官（Attorney-General）は治安部隊による虐待を捜査し、処罰する責任を負うが、そのプロセスは不透明であり、虐待者を処罰するために起こした行動に関する報告はほとんどない。2015年、警察内で大規模な資金横領疑惑が表面化した。最高指導者はこの疑惑に対する調査を禁止した。この疑惑が表面化した直後に更迭された前警察長官は、同僚の高官の悪事を暴露すると脅した直後に職を追われたと主張した。人権団体は抗議者や公衆デモへの参加者に対する暴力行為を含め、人権侵害を多数犯しているとして、頻繁に警察を非難している。国連子どもの権利委員会（UN Committee on the Rights of the Child）は、2016年1月付報告書の中で、警察と治安部隊が難民や庇護を希望する児童に人権侵害や虐待を行っているという訴えが継続していると伝えている。

情報・治安省（MOIS）

5.10 情報・治安省は、国内外情報、防諜情報及び治安助言情報の収集及び分析、外国情報機関との連絡、及びイスラム共和国に対する脅威への対抗に責任を負う。IRGCと同様、MOISは事案を捜査し、個人を逮捕、勾留する権限を有する他、独自の拘置所を維持している。

司法

5.11 憲法第11章は、司法部門の機能を概説しており、その独立性を確認し、司法制度はシャリーア(イスラム法)に基づいていると定めている。最高指導者は、5年の任期で司法長官を任命する。司法部門の長は、裁判官の採用、任命、昇進及び解雇に責任を負い、また、シャリーアの権威ある知識を有する聖職者(「ムジュタヒド」)でなければならない。彼は、最高裁判所長(Chief of the Supreme Court)と検事総長(Prosecutor-General)(両者ともムジュタヒドでなければならない)を任命する。

5.12 憲法は、民事、刑事及び軍事裁判所の設置を定めている。起訴は下級裁判所に始まり、上位裁判所へ控訴することができる。最高裁判所は死刑事件を扱い、死刑について判示する。また、最高裁判所は、法律の適切な実施と裁判手続きの統一性を確保する責任を負う。市民裁判所として知られる正規裁判所は、主に一般公衆の民事及び刑事事件を取扱う。これらの裁判所は、その管轄地域、民事又は刑事の別、及び犯罪又は訴訟の重大性に従って機能的に分類されている。第一審の場合、家族法に関わる事件(結婚、離婚及び監護権を含む)は、家族問題を担当する裁判所の管轄下に入る。刑事裁判所は、重罪の起訴に対する管轄権を有する第一レベルの裁判所と刑罰がより軽い行為に係る事件を審理する第二レベルの裁判所で構成される。イランには、およそ600の市民裁判所がある。

5.13 司法部門には、アヤトラ・ホメイニ師から布告が出された後に設置された革命裁判所(Revolutionary Courts)と聖職者向け特別裁判所(Special Court for the Clergy)も含まれる。両裁判所とも、司法部門の役割と構造を定義する憲法条項の中には盛り込まれていない。一部の法律専門家は、両裁判所の法的位置付けに繰り返し異議を唱えてきたが、一度も成功していない。革命裁判所は、主に、国家安全保障に反した行為、麻薬密輸及びスパイ行為に係る訴訟を取扱う、革命裁判所は陪審員を採用せず、裁判は公衆に非公開で行われることが極めて多い。革命裁判所の裁判官は、裁判官としての役割に加え、検察官及び調停人としての役割も果たす。革命裁判所は、被告人側弁護士を認めていない。革命裁判所が下す命令は最終的なものであり、大半の場合、刑罰/刑事事件において拘束力を有する。ただし、限定的ではあるが、被告人は(死刑事件に関するものを含め)控訴する権利を有する。

5.14 人権監視団は、独立性が欠如し、被勾留者が適正手続きを踏むのを拒否しているとして、また、裁判が公正性に関する国際基準を満たしていないとして、司法部門を批判している。フリーダム・ハウスによると、政府は批評家や反対派を沈黙させるために司法制度を利用している。国連特別報告官は、2017年8月付報告書の中で、司法制度、特に革命裁判所の独立性の欠如は「憂慮すべき」ものであり、これらの裁判所は裁きを与える場という

よりも、批判と権利確保のための独立行動を抑制するために運営されている高圧的な行政部門の延長という要素が強かった。DFATはこの見方に同意する。

拘留及び刑務所

5.15 憲法第39条は、法律に従って逮捕され、勾留され、収監され又は追放された者の威厳と評判を侮辱する行為は全て禁止され、処罰の対象になると定めている。刑務局(Prisons Organisation)は刑務所の管理に責任を負うが、司法省が所管省である。刑事政策研究所 (Institute of Criminal Policy Research) の世界刑務所概要 (World Prison Brief) によると、(最新の数値が入手できる) 2014年12月現在、イランには全国253施設に合計で225,600人が収監されている。この数値は刑務所システムの公式収容人員の161パーセントの占有率を示している一方、2011年の250,000人という推定人口からは減少している。2014年12月現在の刑務所人口のうち、およそ4分の1は 公判前勾留又は再拘留受刑者であった。女性受刑者は、刑務所総人口の3.1パーセントを占めていた。

5.16 人権監視団の報告によると、イランの刑務所は過密状態にあり、受刑者の多くは床、廊下又は刑務所の中庭で眠ることを余儀なくされている。当局は受刑者に対し、収監前の段階で既に抱えていた症状、刑務当局又は受刑者仲間の手により受けた損傷、及び劣悪な衛生状態により引き起こされた疾病に関して治療を施すことをしばしば拒絶している。刑務所は、十分な医療設備を備えていない。公判前被勾留者は時折、有罪判決を受けた受刑者と一緒に収監され、年少者の犯罪者は成人犯罪者と一緒にされた。また、女性受刑者は男性用刑務所に収監された。当局はしばしば、政治犯を長期間に亘って独房に収監していると伝えられている。元受刑者は、当局がしばしば犯罪者棟へ移動させると言って政治犯を脅すと報告している。犯罪者棟では、非政治犯から襲撃される可能性が高かった。また、当局は恣意的に面会人との面談、電話での連絡や他の通信などの特権を取り上げることが多い。

5.17 受刑者に対する権利の付与は極めて変わりやすく、受刑者の個々の状況(その区分及び収監場所を含む) に依存しているとDFATは理解している。受刑者が司法当局へ苦情書を提出するための公式ルートがあるものの、受刑者は苦情書を提出するに当たって、検閲と報復に直面することが多い。政府は刑務所状況の独立監視を認めていないが、外国代表団による視察は時折認めてきた。2017年7月、テヘランに拠点を置くおよそ50人の外交官がイラン人権評議会 (Iranian Human Rights Council) の招待でエビン刑務所 (イランの主要な拘置所の一つ) を視察した。このような視察は、限定的であるがイランの刑務所内の正確な実態を提供する上で価値を有するとDFATは評価している。

国内移住

5.18 憲法第33条は、何人も、法に定める場合を除き、その居所から追放されることはなく、自ら選択した場所に住むことを禁じられず、又は与えられた場所に住むことを強制されないと定めている。しかし、実際面を言えば、政府は国内移動に対して制限を一部設けてきた。登録難民や治安監視の対象になっている個人を含む特定の集団は、許可なく特定の州に旅行することを禁じられている。

5.19 イラン人は、様々な理由で国内移住することができ、実際にそうしている。農村部に住む多くのイラン人は職を求めて大都市へ移住している。国内移住は一般に、独身女性よりも男性や家族グループの方が容易である。独身女性は、特に農村地域において、一人で旅行すれば公的及び社会的差別に直面する可能性が高い。クルド人、宗教的少数派、バハーイー教徒及び兵役忌避者を含む特定の集団は、他のイラン人よりも国内移住することが難しい。一元化された国家治安機関の全国的な能力を踏まえれば、当局の否定的な注目を集める個人は、国内移住することでこれを避けられる可能性は低い。しかしながら、非国家機関からの否定的な注目に直面する男性は、個々の状況に応じて、国内移住を通じてこの注目から逃れることができるかもしれない。

帰還者の取扱い

出入国手続き

5.20 毎年、北米、欧州、アジア及びアラブ首長国連合に居住する多数のイラン人ディアスポラ（海外移住者）を含め、数百万人のイラン人が問題なくイランに入出国している。政府は一般に、外国渡航に関して出国許可証を所有することを市民に義務付けていない。しかしながら、一部の事例において、市民はパスポートを取得するために特別の許可を必要とする（パスポートを参照）。この対象者には、父親/後見人の許可を必要とする18歳未満の未成年者、兵役を完了しておらず、兵役免除証明書又は市民兵役局（Public Military Service Department）の許可書類を当局に提示しなければならない男性（年齢を問わない）、夫の許可を必要とする既婚女性が含まれる。この集団は、パスポートを取得した後、出国許可を得ずに自由に出国することができる。その技能に特別な需要がある人々（イラン原子力機関（Iranian Atomic Energy Organisation）の職員など）及び/又は政府が費用を負担して教育を受けた人々は、出国許可を得るのに保証金を積む必要があると伝えられている。海外に居住し、兵役の義務を負わないイラン市民は、外務省（Ministry of Foreign Affairs）を通じて反復出国許可証の発行を申請することができる。この対象者は、その居所を詳しく記入し、反復出国許可証の発行を依頼する書式、兵役の完了又は兵役の免除を証明する証拠、既存のパスポートの原本とコピー及び前回のイランへの旅行に関するページのコピー、在留許可証のコピー及びパスポート用写真2枚を提出しなければならない。

5.21 当局は、市民の旅行を禁止するのが日常であった。旅行を禁止する理由には、安全性

の問題、金融債務、未払税金、海外で犯した罪及び執行を待つ刑罰を含めることができる。市民及び政治活動家は特に旅行禁止に直面する可能性が高い。一部の事例の場合、個人は出国するのに他社の許可を得なければならない。既婚女性の夫及び未婚女性と未成年の児童の父親は、その被扶養者の旅行を禁止するよう要請することができる。MOISとIRGCは、司法へ訴えることなく旅行を禁止する権限を有する。旅行を禁止されたイラン人は、空港の出国審査窓口に着し、出国を禁じられるまで、その状況に気付いていないことが多い。イラン国内の全ての空港、特に国境検問所に治安機関が配置されているため、当局はイラン市民がイランを空路で出国できるかどうか判断することができる。

5.22 正規ではない方法でイランを出国するのは、登録及び未登録難民の場合を含め、空路又は海路よりも陸路（特に起伏の激しい山岳地域）の方が成功する可能性が高いとDFATは評価している。しかしながら、イラン法の下では、イランへの密入国又はイランからの密出国は、懲役10年以下の刑が科される犯罪である。密入出国する者を罰する法律は、イラン国外にいる者を含め、全てのイラン人に適用される。

帰還者の状況

5.23 イランは歴史的に、イラン市民が海外から非自発的に帰還することを認める渡航文書（*レセパセ* [*laissez passers*]) の発行を拒否してきた。しかしながら、2018年3月19日、イランとオーストラリアは、領事館の事項に関して、この日以降にオーストラリアに到着し、オーストラリアに在留する法的権利を一切有していないイラン人の帰還を容易にするための取り決めを含む覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を締結した。

5.24 国際移住機関（IOM：International Organisation for Migration）は、送還国と連携して、自発的にイランへ帰還する人々を支援するプログラムを運営している。イラン当局は、この点に関してIOMと協力している。イランの在外公館が一時的な渡航文書を発行した場合、当局は対象者の帰還が迫っていることを事前に警告される。当局は通常、自発的帰還者が帰還した時点で、その帰還者が（イランを出国する前にイランで罪を犯すことにより）既に当局の注目を集めている場合に限り、その者に質問をする。DFATは、自発的帰還者がイランで職又は避難所を見つける上で法的又は社会的障壁が存在することも、自発的帰還者がその故郷に戻るのを妨げる特別な障壁が存在することも承知していない。

5.25 国際監視団によると、イラン当局は庇護を申請し、却下されたイラン人が帰還することにほとんど注意を払っていない。イラン人は、1979年革命以降、大量に出国しており、当局は多くのイラン人が経済的理由により海外で生活し、働こうとすることを受入れている。国際監視団の報告によると、イラン当局は庇護を申請し、却下されたイラン人が（保護を求める申請に関係するものを含め）国外でどのような活動を行っていたかについてほ

とんど関心がない。この活動の中には、政府に批判的なコメントをソーシャル・メディアに投稿すること - 厳格なインターネット・フィルタリング（コンテンツ監視）が行われているということは大半のイラン人がその内容を閲覧することがない決してないことを意味する - キリスト教への改宗又はLGBTI 活動への従事が含まれている。このような場合、この個人のリスク特性は、イランに住む当該カテゴリー内の他の人物と同じになる。既に注目度が高い人々、特に政治活動家は、イランへ帰還した時点で当局の注意を引くリスクがより高くなる可能性がある。

文書

出生証明書（シェナスナーメ）

5.26 出生登録は義務付けられており、出生から15日以内に行わなければならない。病院は新生児に対して出生証明書を発行する。その後、両親は本人たちの国民IDカード又はシュナスナーメ（*shenasnameh*）を地元の市民登録国家機関（ONOCR：National Organisation for Civil Registration）に提出する。これを受けて、ONOCRは子どものシュナスナーメを発行する。子どもが自宅で出生した場合、出生証明書を受け取り、その後シュナスナーメを発行してもらうには、出生の詳細を全て記述した医者メモが必要である。

5.27 シュナスナーメそのものは、全てのイラン人に発行されるパスポートタイプの小冊子である。最初のページは表紙の裏側であり、所有者の指紋が押捺されている。2ページ目には写真が貼付され（15歳超の所有者の場合）、所有者の両親の氏名、誕生日及び出生場所、シュナスナーメの発行地、発行官の氏名及び通し番号が記載されている。3ページ目には所有者の結婚、離婚及び子どもに関する情報が載っている。シュナスナーメの現在の様式は、2013年の国民IDカードとほぼ同じ時期に導入された（次節を参照）。

5.28 シュナスナーメの再発行を申請する場合、ONOCRに行き、身元を確認する正式な身分証明書（パスポート又は国民IDカードなど）を提出しなければならない。また、身元の宣誓供述書も提示しなければならない。再発行されたシュナスナーメは、全ページの中心部に「duplicate（複製）」の文字が斜めに印刷され、また、新発行日が記載されていることを特徴とする。

国民IDカード（NID）

5.29 15歳を超えるイランの永住者（非市民を含む）は全て、国民IDカード（National Identity Card、略称NID）を保有しなければならない。パスポートや運転免許証を取得し、銀行を利用する際を含め、様々な活動（パスポートや運転免許証の取得、銀行の利用など）をする際にNIDが必要になる。ONOCRは、申請者から記入済みの申請書、本人のシュナスナーメの原本及び全ページのコピー、写真2枚を受領した後、当初は仮カード（重要事項記

録文書（Vital Records）としても知られる）を申請者に発行する。申請者はこれらの文書をONOCRの地元支店か海外の場合はイランの在外公館に本人が直接提示しなければならない。その後、ONOCRは7年間有効な恒久カードを発行する。NIDの表面には、所有者の写真、国民ID番号、氏名、誕生日及びシュナスナンバー番号が載っている。裏面は、所有者の居住数値コード、有効期限及び発行事務所の数値識別子が記載されていることを特徴とする。

5.30 イラン人は、シュナスナンバー又はNIDのいずれか若しくは両方を常に携帯することを義務付けられてはいない。これらは、身元を証明しなければならないときにのみ必要となる。持っていないければ、本人のビジネスを完結することができなくなる。様々な事務所が様々な形態の身分証明書を必要としている。銀行はNIDしか要求しないが、公証人役場ではNIDとシュナスナンバーの両方を必要とする。イラン人は一般に、どの形態のIDが必要かを確認するため、予め事務所に問い合わせをするか、安全策として両方携帯する。

パスポート

5.31 イラン人のパスポートは赤紫色であり、表紙上部にイランの紋章が印刷されている。パスポートは、イラン市民であることを証明する証拠としての機能を果たす。2011年2月以降、イラン人のパスポートは全て生体認証式となっている。イラン人のパスポートには、次に掲げるデータが含まれている。所有者の署名、居住国、発行地、発行当局職員の氏名及び職位、パスポートの種類、国別コード、パスポート番号、国民ID番号、所有者の氏名、父親の氏名、誕生日及び出生地、性別、発行日及び有効期限。パスポートの申請者は、イランの出生証明書（シュナスナンバー）の原本、ID写真を含む出生証明書の全ページのコピー、在留許可証の原本とコピー、及び3か月以内に撮影したパスポート用写真3枚を提出することを義務付けられている。

偽造の横行

5.32 イランの身分証明書には最新のセキュリティ機能が付いており、詐欺目的で使用するために製造することは困難であると考えられる。他者になりすます意図で真正な身分証明書を入手することは可能かもしれないが、国境警備手続きが精緻化されていることから、イランを出国するためにそのような文書を利用することは困難であろうとDFATは評価している。2016年2月、インターナショナル・ビジネス・タイムズ（International Business Times）は、パスポート偽造者がタイで逮捕され、この者はイラン、イラク及びシリア出身の人々に偽造パスポートを販売したことを認めたと報じた。偽造者が販売した偽造パスポートの大半は、欧州へ旅行する際に利用されたと言われている。

5.33 刑法第34条によると、有効なパスポート（又はこれに類似する渡航文書）なしでイ

ランを出国する行為に対する刑罰は、懲役1~3年又は罰金10万~50万リアル（AUD4-20）である。テヘランのメヘラーバード（Mehrabad）空港にある特別裁判所は、このような事案に対処する。同裁判所は違反者の背景、出国日、違法出国の理由、いずれかの組織又は集団との関係及びその他の状況を評価する。また、この手続きは、イランに本国送還され、出国ビザを含むパスポートを所有していない人々にも適用される。違法出国は、これとは関係がない他の犯罪と併せて起訴されることが多いとDFATは理解している。